

平成22年3月16日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄			18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

17番 大 西 章 一

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 委 員 長	生 駒 進	教 育 長	松 並 勝
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議事日程第3号

平成22年3月16日 9時00分 開議

日程第1 陳情第38号、41号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議事の経過

平成22年3月16日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから日程に従って議案審議を行いますので、よろしくお願いします。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

大西章一君から欠席の届け出が、竹下英佐雄君から遅刻の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

海洋農林課長から発言を求められております。

これを許します。

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

10日の質疑のときにですね、森議員から質問がありました漁業集落排水事業と農業集落排水事業の起債の償還の最終年度を教えてくれということでしたので、ご報告します。

鈴の漁集でございますが、これが平成40年度で終わります。

それから農集の方で、幡川の方が平成43年度で償還終了です。

と、出口の方が平成44年度です。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで海洋農林課長の発言を終ります。

日程第1、陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情について、陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についてを一括議題とします。

なお、総務委員会に付託をしております陳情第42号、公契約、入札制度の改善を求める陳情、陳情第43号、家族従業者の人権保障のため、所得税法56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情書。および産業建設常任委員会へ付託をしております陳情第39号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書、陳情第40号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援の拡充、強化を求める意見書提出を求める陳情書、請願第44号、インドネシア漁業実習生に関する請願書については継続審査となりましたので、この際、報告しておきます。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての委員長報告を行います。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

総務委員会に付託されました陳情第38号の審査報告をさせていただきます。

陳情は、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情でございます。

この陳情につきまして、総務委員会の方では以下の理由により検討させていただきました。

この陳情内容は、皆さんもご承知のとおり郵政が民営化になり、さまざまな地域の中で問題が生じています。これに伴いまして、郵政民営化の見直しが次の通常国会に郵政の改革基本法が提出されようとしているという現状でございます。

この中に郵政、郵便や貯金、保険のサービスを過疎地や離島でもあまねく保証されなければならないということで、抜本的な改革を求めてもらいたいということでございました。

この意見につきまして、総務の方でも話し合いを致しました。今の黒潮町の現状にもここに書かれているとおりの現状があり、地域の中で郵便局の利用が今まで以上に非常に不便な面が出てきている。特に離島や中心市街地から離れた所では、非常にそのサービスに不公平さが出てきているというような意見が出ておりました。

このご意見から勘案しまして、この陳情につきましてはお手元の次のページの意見書にあるような、金融サービスを全国で提供することの義務付けを法的に担保すること。郵便局網を通じて郵便貯金、保険のサービスを一体的に提供する体制を整備し、地域のワンストップ行政サービスの拠点として活用する。現在の分社化体制を見直し、株式形式または維持する。郵政民営化法の廃止を求め、所要の法律上の措置を講ずるとなっております。

この件につきまして、以下の1番から4番までの要望内容が載っておりますけれども、この要望のとおり意見書を本会として提出をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会には今回、請願も含めて4つのものが要望されておりました。

その中で先ほど議長からも報告ありましたように、陳情の第39号は今回出ます陳情第41号とほとんど同様の内容でありましたので、まずその扱いについてどのようにするかということを審議致しました。

その結果、陳情第41号の方が我々の生活に密着している内容であるので、こちらの方を審査を主にしたいということで、41号についての審議を行いました。

その結果、陳情第41号の中にありますように、ここで特に中村河川国道交通事務所とか中村国道出張所

存続についての要望が出てるわけなんですが、我々の地域に密着した、やはりこういった組織が必要ではないかという意見があり、これについては我々の委員会として採択をしようということになりました。

なお、これにつきましても反対の意見もございましたが、それにつきましては後ほど意見があるかもしれません。

内容につきましては、皆さんお手元にありますように1番から3番を見ていただければお分かりかと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める陳情書についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終ります。

これで委員長報告および委員長に対する質疑を終ります。

これから討論を行います。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての討論はありますか。

反対討論から。

（なしの声あり）

賛成討論もありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これで陳情第38号の討論を終ります。

次に陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める陳情書についての討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第41号の討論を終ります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第38号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第41号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

議長より発言のご指名がございましたので、届け出に基づきまして一般質問を行います。

まず第1点でございますが、第1点はご承知のとおり、期限切れを迎えておりました過疎法が今年から6年延長となっております。また、一部過疎法の、黒潮町が全域旅游法の指定を受けることとなつたと、せんたつて県会議員の質問に対しまして知事がこの件について答弁をしております。また、この過疎法の施行に対しまして、なるだけ指定された地域ですね、いわゆるこの対応が多くなされるよう国に強力にまた運動してまいりたいと、このように積極的な答弁を県議会のですね谷本氏ですかね、この人に対して答弁をされております。

ご承知のように、地域にとっては非常にこの起債の償還の優しい、いわゆる過疎法でございますが、この過疎法によりまして旧佐賀町は中山間地域の多い谷々におきまして、各地におきまして、この事業でインフラの整備がなされました。そして農林水産業が活性化して、今も活発に生産が行われております。

しかし昨年はですね、成又熊野浦線がこの改良が休止になりましたが、この休止に当たつて執行部は、地元区長また住民とも話し合いをしてのこととございましょうか。過疎法によるいわゆるインフラ整備は、地域の産業維持の大事な事業でございます。その点、どのようにお考えですか。

また今回、黒潮町全域がこの過疎法の指定を受けたわけでございますが、大方町の中山間地や、または浦々の整備に非常に有効なこの過疎法と思うわけでございますが、どのように導入されるのか、また、これに対応していく考え方はあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

これで第1回の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

おはようございます。

それでは、西村策雄議員のご質問にお答えを致します。

議員のご質問の中にもありましたけども、過疎地域の振興対策につきましては、今まで4次にわたる特別措置法により社会基盤整備が着実に図られるなど、一定の成果を挙げてきたものであります。しかしながら、黒潮町におきましても引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子高齢化の急速な進展、地域産業の衰退によるさまざまな格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱（ぜいじやく）であるなど、従前にも増して厳しい状況にあります。平成22年度より施行される新過疎法において指定の人口要件が満

たされたことにより、今まで一部過疎であった黒潮町も全町が過疎地域に指定されました。過疎の実態そのものは決して好ましいことではありませんが、このことにより過疎対策事業債の活用等による振興対策が図れるものと思っております。

なおご質問の、町道成又熊野浦線の休止の件につきましては、財政支出の年度間の均衡を図ることや事業の緊急性等を考慮し、結果として1年休むことにはなりましたが、継続事業でございますので、来年度の予算には一定の費用を計上し、進ちょくを図ることとしておりますのでご理解をお願い致します。

また、過疎債の活用等につきましては、有利な起債だから使わなければもったいないという考えは持つていません。あくまでも必要な事業を実施する場合に、できるだけ有利な起債を活用するというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長の答弁ではですね、財政のいわゆるその起債がこう、比率が上がるために、まあ休んだと。これは運用上ですね、執行部のいわゆる執る政治姿勢でございますので、これ、なかなか我々も止めることはできません。

しかし、この地域のですね、風土、また産業を見たときに、あの黒潮スカイライン、通称、中土佐佐賀線はですね、あの鈴の上で止まっておりますが、財政上、これ以上の進展はないと思っておりますし、また、浦々はですね、国道や、また高速道路からの直接のカム方式で短距離でもつくと、そういう、いわゆる道路行政に近年なっております。

そのことを考えますと、いわゆるさまざまな見直しは必要でございますが、この地域のあの海岸線はですね非常に風化が激しい。ご承知のように、南東、南を向いておりますので、風雨をまともに受けます。それと施工以来ですね約35年たっております。また場所によっては50年を迎えておりますが、いわゆる土木工学でね、この断層、切り取った山のいわゆる維持、強度を計算した方がございますが、断面で山を切った場合ですね、表流水が下がりまして、5メーターから6メーターの層のいわゆる表層ではございますが、地下の表流水に表面の水が合流すると。そのために地盤そのものが風化をし、また軟弱になって山の崩落が起きる。そのとおりあの海岸線は、たびたびこんにちまで崩落を続けて通行止めが起きておりました。

またですね、鈴にしてもご承知のとおり大敷がございまして、いよいよその時期を迎えたわけでございますが、イワシを最近はですね、島根県の境港で水揚げが減ったということで、東京に14トンの冷凍車で直送しております。課長に聞いたところ、あの道がもし通れない場合、現在の荷稻鈴線をあの14トンの保冷車が通るかえと聞くと、とてもじゃない、通れるもんじゃない。いわゆる海岸線1本の道に、産業のいわゆる主体がかかっておる道でございます。

そういう、いわゆる崩落がいつあるや分からん。そのために、住民の生活と産業を守るためにですね、この線は認可を福島町長のときに取りました。非常に問題が地域もございまして、あの線を今の線形しかないということで決定したようでございます。そのことを考えるとですね、やはりこの線は非常に重要な地域のいわゆる産業を守る線であると。今まで、いろいろ非難を受けてまいりました。あの熊野浦に何でこれほど道が要りやあやと非難を受けました。しかしご承知のとおり、あの熊野浦はですね温州ミカンの

いわゆる産地でございまして、高知県の中では山北に次いで町長の言われる特産品を産出しております。中でもですね、高知の市場からとにかく早く出してくれということで、あのヤマト運輸が運送に毎日来ております。125 という市場の番号があるのですが、このおかげで、ほかの熊野浦地区のミカンの価格も上昇して販売されております。

この間の委員会でも申しましたが、特産品いうものは自分で決めるもんじやないんですよ。市場が決めるもんなんです。佐賀には3つあります。水産、名前を申し上げますと非常に失礼かと思いますが、明神水産のたたきと、たれとか、カツオ。そして、この125なんです。それを考えると生ものでございますので、山がくえて今日は持つていけんというようなことになると、取り上げた品物も安うに売るしかない。現在でも相当水揚げが揚がっております。そのことを考えると無駄なインフラじゃないんですよ、あこは。地域の人は誇りを持ってミカンを作り、イワシを揚げております。

境港には再々行きました。資料を見てみると、今まで6回ぐらい行っております、佐賀の議会は。あのバカンイワシが初めのうちは取れよった。それが2、3年うちに取れんなった。今、アジいいますかね、手ぎれのアジなんですが。それと、ズバスいいますかね、それが水揚げになっております。そのために都市で、特に東京でマイワシが高騰した。そこに直接送りよる。灘も送っております。これは黒潮町の大事な産業でございますので、やはりこの線の充実は必要じやないかと。このようにインフラの整備は必要と考えております。

また佐賀のですね、中山間地域および浦々ではですね、この事業によって、やりたいきやったがじやないんですよ。この事業によってシメジをやり、またニラを生産して、それをものすごい生産額も上がっておる、生産高も上がっております。そのことを考えると、やりとうてやるとかどうのこうの、そんな問題じやないんです。地域の活性化のためにやりよる。若者もそれへ取り組んでやっております。そのことを考えるとね、非常に重要な産業ですが。

ご承知のとおり、大方地区のことを言いますと非常に失礼かと思いますが、中山地域がほんとに整備をされておりますか。浦々はどうでしょう。いわゆる大方を代表する田野浦のあの水産加工。これ有名なんですね、これ特産品なんです。この製造しておりますあの地域もですね、恐らく漁業集落の指定を受けておると思うがですが、漁業集落改善事業とこの過疎法を適用したら、満額、ほとんど事業予算が来る。非常に要望も多いようでございますので、そういう浦々を含めて私は、この町の発展のため、産業の発展のためにやるべきです。町長、行ってみてください。今、ちょうど選挙前でございますので町長も休みには運動がてら、あのニラをやったりしよう所、行ってみてください。高齢者の女性がね、7人も8人も働きようが。その手先を使いようから健康になるんです。ぜひそういう実態を見て、効果の挙がる、今これ、死に物狂いでやっておるんでしょう、町長も。そのことを考えると、まさに渡りに船なんです。有効に活用して中山間地域、いわゆる有井川から米原、蟠川から伴太郎の方。そして本谷いいますかね、加持の奥。それから馬荷の方。町の、いわゆる管理道については全面的にこれを導入する。そういうね、情熱を持つてもらいたい。

梼原へ行ってみなさい。政権が代わって、もう隧道（ずいどう）をやめた。ほんとにやめたか思うて行たらよ、茶屋谷から向こう行たら、もうトンネル抜けて来月から舗装にかかるがじや言う。ぜひ、中見てくれ言うけど、とてもやない。美川村の方から西風が吹いて寒うでおれん。なんちゃ見てもらわんだち、わしはあんな工事へ何年も行ちよったきよ、分かつちょう。やりよう所はやりようんですよ、町長。ぜひやってください、町民のために。

黒潮町のいわゆる産業活性化のために重要な予算だと思いますので、交付金と思いますので、ぜひ前向きにですね、これへ取り組んでもらいたいのですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の再質問にお答えを致します。

我々、いろいろな事業に取り組んでおるところですけども、この道路の改良等につきましては、非常に、議員おっしゃられるように地域の産業の結び付きであったり、また命にかかる問題であったりするわけで、できる限りですね道路整備の水準を上げていきたいというふうに考え、今もあちこちで取り組んでいるところです。

特にご指摘の漁業集落あたりの、まあ生活道といいますか、そういうしたものにつきましても、できるところからですね、以前に比べるとかなりなピッチで改良をしておるところです。

また今後もですね、そういったことで、この過疎債等を活用して積極的にそういった行政を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長の答弁のように、ぜひともですね前向きに、このいわゆる交付税を利用して地域の活性化、または産業の活性化、そして住民のですね、おっしゃるとおり命の道でございますので、ぜひ事業を導入して、そこでいわゆる毎日2トン車から4トン車でね、生産された箱物を積んで農協の出荷場へ出してもらいたい。佐賀は毎日行きよう。非常に大事なことでございますので取り組んでいただきたいと思います。

では、2点目の質問に入ります。

2点目は、生産性と行政コストはということで質問を致しますが、この中で行政コストにつきましては、いわゆる幡多郡下でどの位置でございましょうかということだけで、詳細な説明はですね、非常にこれを分析して答弁いただくと時間がかかりますので、この行政コストはですね、いわゆる、いつも同じこと言うのですが、議員になってね、ほかに楽しみがない。たった1つね、行政報告と決算書をね20何年前からね、議員になったときからずうと続けてきてね、こう思うた。ずうと、こう山にしてづつちょう。それでね、5年、5年に自分が好きなもんやから、初めはねワープロを買ってね、打ち込んでやりよった。何ともならんきね、パソコン習うた。ところが、じき忘れた。次やろう思うたけんど、どうしてもできんなる。そういうことを繰り返してきよったがですが。それでね、大体分かっておりますので、この表もでけておりますので、これについては幡多郡内でどの位置なのかなあと、それで結構でございます。

2番目の本題に入ります。県はいわゆる昨年の4月1日から現在の、県内の市町村のですねラスパイレス指数を発表しておりますが、その中にね、8市町村のいわゆる職員の給料がね、職務と責任に応じるとした規定に、この法にね抵触する、いわゆる恐れがあるとして公表しておるわけでございますが、その中にね、この県内のその8市町村の中に、7番目か8番目にね黒潮町が載っつちょうがですが、これが2月の新聞にね、詳細に2回出た。ほんでこの切り取りを見てね、まず執行部に電話するよりも県へ電話して聞いた。どんなことをして、黒潮町の名誉にかかわることもあるがじやが、何でそのいうて抗議をした。ほ

やけんど、わしらも数字どおりやき。それ以上言うこともございませんので、ああそうかと。

いわゆる、この中に入っていますが、その要因いうがは何でしょうか。いわゆるこの町の、その例規集にね、給与にかんすることが載っちらうがよね。これを、新聞に出てから毎晩寝るまで見よった。しかしこれはね、執行部と職員との間のことであってね、我々はあんまりこれ入ったことはない。この書いちょうとおりね、この数字。給与にかんする条例の第30条からね、ずうっとこれ見てきよつたらね、たつた1つね、これはどうしたことじやろかという所があるわけよ。これは千何百ページか思うたら、1万3,519ページかよ。この30条の所の最後の方ですが、佐賀のことが書いちょうがよね。佐賀の職員の給与に関する条例の一部改正する条例、平成14年佐賀町条例第5号。附則第2項から、いわゆる4項までの規定は適用しないいうて書いちょうが、これどういうことでしょうか。

いわゆるね、職員の給与は条例に定めておりますので、その条例に基づいて給与をいわゆる決定していると思うのですが、この条例を順守しておるがですか、職員との間で。また、この条例にね、そのものが、国のいわゆるこの規定にね、違反する恐れがあると書いちょうがよね、これ、この新聞に。そうですか。我々にも分からん。

ほんでね、こういうことが事実出ますと、職員の名誉にもかかわる。一生懸命働きようから。賃、下げる必要はない。国からも県からもね下げえて言うてこんに、黒潮町だけいつも。ほんじやけんど、見直しはするいうて町長も話をして1回下げましたわね、下げた。その適正な、いわゆる給与の水準に下げろういうのがほんとやないでしようか。思い付きは絶対いかんと思いますが。それを考えよつたらね、どうしてもね、生産性の問題にこう突き当たってくる、生産性の問題に。このことが新聞に載っちらうきね、また聞いた。わしくより自分でおまんやりや言うきよ、ほんでも聞きますが。

いわゆる窓口の税金の徴収から、ごみ収集までのいわゆる生産性、高いか低いか。まさか、これが8つの市町村の中へ入っちらうとは思わんがですが、まあ東と、この西の市町村の名前も載っちらう。まあ、人のくのあれば言われんけん言いませんが。これも、どの位置にあるがですか。この窓口のいわゆる町民税、固定資産税、法人税、軽四の税金を含めて徴収をしようわけですが、それを含めてね、全部いうたらなかなか難しいが、時間もかかるてなかなか全部、はいはいいいうて言えんと思うがですが、できるとここまで、いわゆる生産性はどの水準なのか、高知県内で。これも8つの市町村の中へ入るがですか。いわゆる人口1人当たりに対しての、この人件費よね、含めて。窓口徴収からいろいろ1人当たりについての人件費が、いわゆる標準的な数値内にあるのかどうか、それ聞きたい。

これに基づいて言いようがです。新聞に載っちらうことと、法律に基づいちょういうことと、行政コストの計算書。これはね、資料をわしがこさえた。わしがこさえたがぜ、これ。さっき言ったように、5年、5年のが持ってきて、先輩に。わしもまとめちよつたけんとよ、まとめた本人が分からんなる。事実、これは非常に専門的なことで難しい。その数字が出たけんと、その数字のいわゆる解釈ができるん、自分が出しちよいて。ほんで困った。ほんである先生に、これどうぜよいうて出したら、ええもん持っちらうの。のうなった大方の議員にも見せた。合併して間もなくのうなった。一緒に仕事しよう。コンサルやりよつたき。おまんくはここはどうしようぜいうて。おまん、そんなことしようか言うけん、そらええことしようのう。しかし、これやらなあ何ぢや質問できんぜいうて話をしたことですが、その点。

全部にはよびませんが、大事なとこだけ。この新聞に指摘された所と生産性の問題、ここを聞きたい。お願いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

西村議員の2番目、生産性と行政コストにつきましてお答えをさせていただきます。

質問が少し多岐にわたっておりましたし、若干難しい問題もございまして、まとめにくいうふうに若干思っておりますけれども、精いっぱいの答弁をさせていただきたいと思います。

まず、質問要旨にありますラスパイの関係でございますけれども、このラスパイにつきましてはご存じとは存じますが、ラスパイ指数は国の給料月額を100として市町村の給料月額の水準を比較しているものでございます。本町の給料水準を国家公務員と比較すれば、3から4パーセント低い数値で推移しているという状況でございます。

平成21年度を見てみると、県下では本町が97.1パーセントということで、県下で8番目ということになっておりまして、まあ高い水準になるというふうになっておりますが、全国平均を見てみると98.5と、また高知県の指数は97.3ということでございますので、これらと比較するとまあ低い水準にあると言えます。また幡多地区のですね市町村につきましても、四万十市、宿毛市が本町より高く、また土佐清水がほぼ同額といったところで、三原、大月町は若干低いという水準にあります。

この新聞等も取り上げていただきましたけれども、今の黒潮町の給与体系というのはですね、給与の運用というのは条例に準じた運用をしておりますので、まあ適性であるというふうには判断をしておるところでございます。

次に、生産性とコストの問題でございますけれども、この問題は非常にまあ難しい問題でございまして、特にもう、この生産性とコストにつきましては、これまで行政はあまり取り組んでこなかったという分野であったと思いますが、最近は出口の見えない景気低迷により税収の増収は見込めず、少子化、高齢化の進展や、住民ニーズの多様化に伴い行政需要はますます増大していく中で、自治体の効率化、活性化、および持続性が求められるようになってきました。このため国では財政の健全化、透明性を図るため、財政健全化法の制定や新たな地方公会計制度を設けるなど、行政コスト等の分析を求めるようになってきました。

このようなことから自治体でも、活動基準原価計算、いわゆるABC分析を導入し、業務ごとのコストを計算し、どれだけのコストが掛かり、結果的にどれだけのコストが削減可能なのか。また、効果的、効率的に事務執行ができるのかといったことに取り組み始めた所もございます。本町もこれらの一環として今年度から行政評価は、いわゆる事務事業評価を始めたところでございます。コスト分析により可能な限り数値化した指標は、質の高い行政評価、またコストマネジメントを可能にするとも言われております。

そういう意味から、本町でもコスト分析等はまあ大事なというふうに思いますけれども、現時点では本格的に取り組むまでには至っておりません。このコスト問題につきましては、今後の大きな課題であるというふうに思っております。

以上でございます。

（西村策雄議員より「課長、19,067ページの施行期日のことはやね、先ほど佐賀の、いわゆる」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 43分

再開 9時 45分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 勝君）

どうも失礼しました。答弁が抜かれたようでございますので。

先ほどありました、一般職員の給与に関する条例のですね附則の12、佐賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、附則第2項から第4項までの規定は適用しないということでございますけれども、この件につきましては、18年の3月20日から合併しましたので、その部分で統合を整理した関係で、この部分は適用しないということになりましたのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

これね、よろしくない。そんなが、よろしくないぜ。

いわゆるその財政マネジメント。まあ英語をわしはあんま知らんがやけんど、これ書いちょうき使わないかんがやけん。マネジメントいうたら、錢と、いわゆる実務と責任よね。これマネジメント、そういうて書いちょう。それ考えるとね、やはり植田課長の言うとおり、なかなかこれを全部、僕が言うたがをね、数値を全部個人当たりのがまでやるいうたらね、出せいうたらあるぜ、わし、こさえちようけん。やけんどね、コストの面に含めて、これを今後、今、やつちよらんけんど取り組むいうが、ぜひ取り組んでもらいたいということ。

この合併をしてから佐賀がどうも不利益で、佐賀を切り捨てるようなことをしようやないか言うたら、得てして大方の人はね、合併したがやき言わしね。合併してもね取り決めはせないかん、守ってもらわないかんがや。この空白、どれればありましたか。職員の給料のね、おんなじようになる空白。そこよ、大事ながは。やっぱりね、準則にねこういうことはね整理して、支障のないように公平にね、喜んで、合併して良かったのう、給料もかちつとしてくれた、これは当たり前の話。労働してもね、対価を払わんいうところは、どこやらの国みたいなもん。日本にはない。そのこと考えるとね、間髪を置かずこれやらないかん。

それと、この適性やいふことはね、これまあ町道をうまいことやつちようのう思うて見たがですが、町の広報にね、これ書いちょうがやのう、8ページと9ページ。これを持ってきた。これを出すがやき、わしは全部でこさえて答弁してもらえるかと思うちよつた。しかし、自分もこの書類を見たらね、もう1つあるがや厚いがが。寝込みよつた。何でそんなに、それ向いて入れ込むがせいうて、うちくにおる人がやかましい。よっぴどほかのことしてまわつていう。やりうこと間違ちようがやないか、おまんのパソコンはいうて、えらい後から偉そうに来てせついてまわるき途中で困つて、役場の職員に習うて始めたがやき僕は、正式には。

そういうこと考えるとね、やはりね、この職員の顔が立つように、また執行部のね責任をどうのこうの言われんようにするにはね、なんぜよ、おまんら執行部とよ、町長、副町長と職員の間のことながやきのう、これは。ほんで、これでええかよ言いよう、わしが言いようがやき。

ほんでもう今説明されたことで、ほとんどね言われるとおり分かった。分かつたけんど、いわゆる中で

も特に高い。これ適性や言うけんど、町の出したこれ広報にはよ、国のラスパイ指数からいうたら高いいいで、これ。おまんらこれ、広報に出しちゅうに。

ほんならたとえね、なんぼでも足らしたら上げたらえい、低かつたら。高かつたらね、水準に戻す。一遍に戻すことはない、生活に関係するきね職員も。いろいろ手当にも関係するきに、いわゆる軟着陸をして、こういうことをやつたらえい。しかし佐賀のときにはね、一緒になるいうときは急激にやらないかん。大事なことですよ、それは。そのことについてどう考えちゅうがです。この、出しちょうがやきのう、こんなもん。広報に出しちょうが、これ。

それとね、この条例を見よったらね、大方と何して合併したがやき、合併したが言いようけんど、こんなとこで合併しちょらんに、これ。これ見よったら。別に引っ付けちゅう。佐賀は佐賀であるに、今言いよったように。これ大方の。これ佐賀の、これ。友達に借りてね、見よった。見よったけんどまた戻して、今朝持ってきよったら、これ助けてもらうてこれが出てきたけんど、おんなしことよ、おんなしもんじやけん。

いわゆる、何で時間を置いたがか。それと、町民が納得するような。高いいうて高知新聞は指摘されちようけん。急に下げる事はない。適正な給料を払わないかん。

そのことについて、もう1回課長。まあ、けんかみたいに言いようけんど本人は優しいがやき、ゆっくり答弁してください。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本府副町長（澳本 造君）

それでは、私の方からお答えをさしていただきたいと思います、

先ほど植田総務課長の方からラスパイレスの現状について、それと今後の課題といったことでご説明をさせていただきました。その内容のとおりでございまして、今まで各階ごとにですね、新聞報道でされました内容につきましては条例を準拠しておるという考え方であります。しかしながら、その考え方によつて、国、あるいはまた県からのいろいろな指導をいただいております。今後1年間、22年度にはそれらの内容を見直ししながら、ご指摘を受けている状況を早い機会に現状に戻したいと、こういうように考えております。

なお、実施期間につきましては相当時間もかかるまいりますけれども、1年間の時間をぜひともいただきたい。23年度にはその考え方方に立つて改正を、見直しをしていくと、こういうことで、ぜひともご了承いただきたいと、こんなに思います。

失礼しました。

旧佐賀町と旧大方町の給料表の問題ですけれども。これは私、就任して早い機会にその調整を致しまして、その条例を提案を致したところでございます。18年の3月の20日以降につきましては、調整後の給料表で運用してることでご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

2回目の質問は、いわゆる、に対して答弁が、いわゆる1年間の猶予を、1年間のうちに処理をすると、対応するということですので、そのようにひとつ努力を喚起したいと。

3点目に移ります。町内の商店の活性化をということで質問を致します。

ご承知のとおり少子高齢化の中で、高齢者がいわゆる活動範囲が非常に狭くなっています。この間も新聞に出ておりましたが、何で高齢者が6,000円も払うて講習を受けないかなあやと、非常に不満なことが出ておりましたが、私はそうは思わない。やはりさまざまな体力の衰えとか視力含めて、年寄りは衰えていく。当たり前な話なんですよね。それではね、やはり社会に出たら、社会のスピードには合わさないかんきに講習を受けないかんと私は思っております。

しかし、自分で車が運転できよったけんど、どうしてもできんなった。子どもにもしかられる、怖いき行くなということでね。また人に迷惑掛ける。車の事故は自分だけやない、自損事故ばあやない、相手にも迷惑掛ける。そういうことを考えるとね、どうしてもね、これは生活の範囲が狭くなる。

それとね、高齢者はね、それぞれ家庭によりますが、自分の生活のために、いわゆる買い物に行くわけですが、その範囲が限定されちようがですよね。イギリスでも日本でもそのデータが、今、挙がっておるがですが、買い物にね、約350メーターから向こうになるとね、なかなか徒歩で買い物が難しなった。そういうねことが起きておりますが、幸いね、現在、佐賀も大方地区もね、商店が健在なためね、買い物をして生活ができます。非常に大事なことなんです。しかし隣接の町にはね、日本一の安売りをすることを武器とした大型店がね出店を構えてね、暫時開業する。今、ほとんど家を立ち上げた。天下の安売りのメーカーですよ、あこは。高松に2社あります。松山にも1社ある。その周辺はむごいもんですよ。恐ろしいほど安売りをする。

そのことを考えますと、何とかね、特にその中村に近い大方のこの商店はね、健在でね、いてもらいたい。佐賀からね大方へうんと買い物に来ました。ガソリン代とか、ざまな交通事故を含めてね、行きとうない。やはりね、60歳以上の人の買い物はほとんど大方へ来ました。最近、特にそれが目立ちました。そのことを考えるとね、私はね今の商店、または商店街を守ることはね、喫緊の課題やと思う。

ご承知のとおりね、イギリスのあのサッチャーさんがね、10年間政権執ってね、とにかく大型店をどこへでも建ててかまんということで認可した。ところが、商店がどんどんつぶれた。ほんで年寄りが買い物に行た。遠くまで行かないかん。2日に一遍が、もう1週間に一遍になった。何を買うてきたいうたら、缶詰ばかり買ってきた。それで健康を害して、高齢者がどんどん病気が発生してね、高齢者のいわゆる死亡率がどんどん上がった。そこで国民が怒ってね、サッチャーを首にした、10年で首にした。ほんでブレアさんが出た。ブレアさん正反対のことをして、大型店の出店をストップさせて、地域へ大学を引っ張ってきた。それで商店街を守った。それで今、健康な年寄りがどんどん増えてきた。

今は、東京、大阪でこれが、いわゆるそういうことが起きております。これを英語でフードハザードと言うそうでございますが、買い物になかなか行けない、途中も危険な。それが起きたら大変ですので、今のうちに、いわゆる佐賀もですが、早咲、大方この周辺の商店の存続と活性化にね、強力に取り組んでもらいたい。

日本はね、小泉さんと竹中平蔵さんがね、それをまねしてやった。どんどん認可しよう、どこへ建つてもかまんがですよ、今は。どんどんつぶれよう。東京、大阪でその状態、大変な問題が発生しておりますので、これが黒潮へ来たら大ごとになりますので、町内の商店街の存続、活性化、そして商工会のね、てこ入れをすべきと思うのですが。

いろいろ構想もございましょう、いわゆるバイパスの建設に前向きに取り組んでおりますので。その後、道路ができてから商店をつくるのか、今のうちに構想を立てながら、いわゆる大方で買い物ができるよう

な、佐賀の人らが。そういうまちづくりはできんもんでしょうかね。今日、わしは頼まれた2軒に、大方のそこの店でね、こういうもんを買うてくれ。口で言うたらじき忘れて、自分のもんばっかりしか買わんきいうてね、紙1枚もろうちよう。このいにしな買うていなかん。ここへ来よる。

これはね、商店街の活性化とね商店を守ること。商工会はね、健全になること、力付けること。これはね、住民のね生活のね課題なんですよ。商工会じゃあ、あんなん関係ないというのはないんです。店がなくなったら困るんですよ。

そのことについてどのような対応をなさるのか、お考えが。しかし、対応するとなつて考え方があるのかどうか。町長、お聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それでは西村議員のご質問の、町の商店の活性化についてお答えさせていただきます。

議員言われるようにですね、隣接の市にはですね大型店も数多くあります、その中で小さい商店はなかなか生き残っていくことが難しい状況です。当町の商店もですね、多分にその影響を受けていると考えております。

若い世代の人はですね、自家用車で数多くの品物がある大型店に行くことが大半であると思いますので、それをですね、なかなか地元で買い物をといつても難しい面もあると思いますけれども、議員言われるようですね、高齢者は活動範囲が狭いのですね地元の商店を多く利用しますので、黒潮町内での消費の拡大等、町外へのですね消費流出を防ぐ目的でですね商工会が発行しております商品券のプレミアム付いたですね商品券ですけれども、その発行について町もですね半額の100万円の予算化を計上させていただいております。

また商工会の運営補助金もですね予算化させていただいておりますので、まあ今後、商工会の取り組みの中でですね活性化につながる試みがあればですね、これについてもできるだけの支援をしたいと考えております。

そのようなことをいろいろと考えてみるとですね、まあ、いろんな面で地元での地域産物を使った生産者の顔が見えるですね、食材、食品を買うてもらうというような形において、町内のですね商店の活性化につなげたいと、そういうふうな考えでありますのでよろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

まあ課長ね、言葉尻をつかむがじやないけんどね、活性化に努力すると、ほんでそんなに思うというよーな、思うがじやいかんぜ。100万円、めっそな、けちっちようのう。

いわゆるね、あの出店、ここへも来ちりますね、大手が。いろいろ売りよう、肥料から何から売りよう。ああいう店はね、どうやってああいう店を出すかいたら、一番もうける所はないかえと。ほんでそこへ地主をね説得して家を建てる。ここは知りませんよ、日本で1、2のいわゆるメーカーをやりよう人に聞いた。その人は足摺に入れ込んでよう来よう。その人に聞いた。とにかく20年の採算ベースしか構えちょらん。20年その土地を借りて、建てた家もその人の名義にしてくれいいうたらしますよと。20年すべ

て元を取つて引き揚げる。時代が変わるからもっとえいとあるはずやから変えていきますよと、そういうやり方しよう。アメリカ方式でやりよう。

いつ行くや、どこ行くや分からん、出しちょうけんど。もうけんなつたらすと逃げるがやきね。ええにかあらん、安いき。500 円ばあ安い、肥料でも。効くやらどうやら分からんぜ、そら。袋に入っちょうがやきよ、やってみなあ分からん。わしも再々買ひようけんど、それ以上のことは言わん。そのことを考えるとね、商店街をどう維持して、今のうちに育てていく。これはね大事なことなんですね。

ほんで樋原はね、再々樋原のことを出しますが、あの町で買い物ができるようなまちづくりしたわけよ。ぜひ今度も、このバイパスもそういうまちづくりをしてもらいたい。ほんでもっとね、強力な支援体制と、商工会と、また商店街の人らと話し合いをしてね、これから向こうへ買い物行かさんぞと、ここで止めるぞぐらいはね、それで十分売りようがやから、ここで。店があるがやから。そういういね地域の活性化に向けてね、これ死活問題ぜ、これは。簡単に、店がないなつたら大方行たらええわ、雀川行たらええわ、高知行たらええわ、そんな簡単なもんじやないんですよ。環境にも良くない。CO₂が出るから。

そういうこと含めて、いわゆる現在の商店と商店街をどう守っていくかやと、どういう組織をつくる考えがあるがぜよと。そういうところまでね踏み込んでね、まちづくりで、ここの地産地消がやね、地産、地消、何言うかよ、地消やないね。地域で買うて、地域で消費する。そういう、いわゆる商店街を守ることをやるべきや。

尾崎知事がひつかになつちよう、もう目が見えんばあ。どんどん落ち込んできよう。太陽セメントがないなる、あこで。それとね、売り上げが 20 何パーセント、生産率も落ちた。あれほど頑張りよう。残念なことにね、金がどんどん上がるような、何千億いうて上がるような工場が少ない。佐賀の議員は知つちよぜ、どこどこも行ちようき。青森県で、あんなとこでね、野っぱらで、行たらざまなコンビナートからプラントがある。税金が入って、そこで人が 2,000 人ばあ働きよう。人はおらん、見えちよらん、2,000 人ばあ働きよう若者が。それがもんてから買うものを。

だから今回の、これほど経済が落ち込んでも、青森らあどんどん上がっても高知県は下がりよう。向こうからもんてどうぜよ、高知市。山の上でぐすりよう。ありや何ぜ言うたら、ちり焼き場。あの向こうのそれ何、ありや火葬場じやいう。ほかにないなつた。知ったのもんが。1 月からね 2 月初めまでね、1 カ月ね、あの港の高知港の裏のね 5 階のとこで、わしは毎日見よつた。どればあ入港するじやあ思うて、日誌へきっちり付けよつた。眼鏡も持ってきて見よつた。

コンテナ船が 1 回入つた。それもだいぶ積んだがでね、端くれを積みよう。ほんでわしは聞いた、その高知の人に。日に 28 トンのコンテナが何本で、24 トンが何本で、18 トンが何本で、14 トンが何本の、コンテナが日に何本ばあ来ようぜいうて聞いた。驚くほど小さい。まあ陸路も行きゆうきね。聞いたたら、ほとんど中国へ輸出のもんじやと、中国がどんどん買うてくえるき送りようがじや。よそから積んできてね、港、港へ寄ってきて満載にして、次はどこぜ、八幡浜か宇和島行て中国へ行くがじやろうけんど。積みよつたが、たつた 10 人しか積みよらん。日に平均なんぼもない、2 つか 3 つ。それで太平洋セメントがないなる。

これはね、県ばかり任しちよつたらいかん。今、町はね、地域が立ち上がらないかん。ぜひね、特産品を開発じやあいいうていろいろ熱がありますので、町長ね、ぜひ全力でね、この 2、3 年が勝負やと思いますので、取り組んでもらいたい。

その取り組む意思があるかどうか伺いたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の、地元商店を活性化のご質問についてお答えを致します。

まあ町としてですねこれを救うといいますか、何とか維持していく気があるのかないのかということですが。従来、町としてはですね、商工会の方に運営の補助をずっとしてきております。そしてまた去年からですね、地域商品券のプレミア分の補助というようなこともしておるわけですが、あまりのこと 자체はですね、どれだけの効果があるのかなというような思いもあります。

といいますのは、大変失礼な言い方かも分かりませんけども、商工会がですね、やはり地域の商店の衰退によって、ちょっと活力を失っておるのは昨今の現状です。そういう中で、我々はどういった支援をしていけば効果が出るのかということを思うわけですけども、まあ、この商店街、あるいは商店の疲弊というのはもう全国的な状況でして、私は、余談ですけども、2年ほど前に三重県の伊勢の方に行つたときに30年来の友達に会つたわけですが、彼の家は伊勢のアーケードの中でですね、ほんとに、まさに一等地の所で大きな料亭みたいな商売をやっておつたんですが、もうほんとに氣の毒なような状態でした。伊勢のその商店街、アーケードそのものがですね、もう当時とはもうすってん違う感じを受けました。

こういった全国での状況が報道されておるところですが、いわゆるデフレスパイラルというような、安売り競争というような状況の中ですね、この佐賀、あるいは入野地区の商店街、また、各集落における日用雑貨を売る店の存続というのは非常に厳しい、難しい問題であろうかと思ひますけども、これという手だてというのは持ち合わせておりませんけども、知恵を絞つですね、何とかしなければならなというふうに思つてます。

また、つい先日、西土佐の大宮の組合で運営しておる店の責任者の方にお会いしたんですけども、ああいったこともありますね、真剣に考えていかねばならないなというふうに思つております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

3番目の質問ですが、町長も前向きに取り組むということ、また課長も何とかやると。ほんとにやるがじやろかね。大体、役人がやる言うたら、やらんことやがね。ほんで、何をやるというたら、まあ指定をしてね、こういうことするいうたら何やけど、大体やるいうたら、大体やらんがや。政治言葉でね。

調査するいうたら見に行かんことやきの。考えることというたら忘れることやきね。そうならんようにね、これはぜひ前向きにね、町長ね、商店の人と商工会を含めてね話し合いをしながらね、いわゆる仕入れをね、仕入れの仕方よね。それも自分らで、いわゆる組織つくってやらんかよと。そういう方式、直轄方式。製造元から直接買う、中通さん。そういうやり方をやはりね、ニュースを、ノウハウを商店の人に、いわゆる提供する。商品会社ははめんぜよと。それは月に1週間はそういう販売しますぜよと。アイデアゼ、それアイデアでやつたらね。岡山でやりようのう、倉敷で今度やりゆうわけよ。何で若者が、人がいっぱいおるぜよいうたら、その店の人に聞いたらよ、うちは直轄で売りりますと、品物を。限定はしておりますが、あります。全部やないですよと。

ぜひね、そういうやり方も考えて、商店の存続、それによって住民がそこで生活できる、健康な生活が

できると。特に高齢者やへね、子どもたちがね、買い物に行くことがが遠い。そのことを考えると非常に深刻な問題ですので、もう時間が、50分が来りますのでやめますが。

まあこの点について、もう1回答弁をしてくれますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の再々質問にお答えします。

先ほど、これといった手だてを今のところ持ち合わせていないというふうにお答えもしましたけども、まあご質問の中でもありました、この入野地区についての話ですが、国道大方改良に伴いまして、この駅周辺にですね、新たなそいういった商店の群を形成したいというような、また、そいういた何かの策を講じなければならないという必要がありますので、去年から今年にかけて入野地区のまちづくり検討委員会というのを立ち上げまして、経産省の補助事業等も導入してですね、そういう専門家のアドバイス等も受けた皆さんで議論をしてまいりました。間もなくその報告もあろうかと思いますけども。

その中でいろいろな、これからのがいわゆる駅周辺の商店の形成ということについて議論したわけでしたが、まあ例えますね、このサーファーが大勢来ていただけるわけですけども、このサーファーのニーズというかそういうものに応えることができないんじやないかと。それに応えるような店を若い人たちに、こう新規参入していただいてですね、やってもらう。そいうったこととか、いろいろまあ今のこの周辺の皆さんのいわゆる消費ニーズに対して応えるような、ユニークな形の商店が来てもらえるようなその環境をつくってですね、集客力を高めていくと。そういうような具体的な話も出てきておりますので、そいうったことに力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで西村策雄君の一般質問を終わります。

（西村策雄議員より「以上で質問を終わります」との発言あり）

この際、10時35分まで休憩致します。

休憩 10時 18分

再開 10時 35分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

9日の日に佐川の議会へ、一般質問のところで勉強をさしていただきまして、一番良かったのは、町長を筆頭に、皆さん、言語明瞭（めいりょう）、意味明瞭（めいりょう）という答弁を皆さんされておりましたので、ひとつこの議会も言語明瞭（めいりょう）、意味明瞭（めいりょう）でよろしくお願ひ致します。

それではですね、ただ今から質問をさしていただきます。

初めにですね、町長の姿勢でございますが、1番目にその合併協議会委員提案事項としてですね、活動基準原価計算の導入と、合併検証委員会（仮称）の設置を問います。

これは旧佐賀では、皆、配ったんで、旧大方で配られたかどうかは、配ったかかどうかは分かりませんが、一応両町の名前が入っておりますので、当然それはこういう資料を使われたということを前提に、まあ私は今までずっと質問をさしていただきました。

その中で、この終わりの方ですね、この委員提案事項として、活動基準原価計算の導入という部分がございます。その件につきましては、先ほど先輩議員も関連する質問をしていただきましたが、このときはですね、合併事務の混乱から業務が一段落したころから活動基準原価計算ABCの実施を検討するというようにございまして、この、ここに言うですね、合併業務の混乱から業務が一段落したころとありますが、これもう既に一段落してるんじゃないかなというように考えております。というのは、今までの町長の答弁の中で、お話は、山を越したという答弁を今までされておりますので、それをもってですね、私は当然一段落したというように考えております。

それで、そうなってきますと、先ほどの植田課長、まあこれ町長の答弁なんですが、このコストの問題については今後の課題であるというようなお話をございましたが、今後の課題は課題でも、いつから取り組むかというところが問題であります。そこらへんをですね、明確にですねやっていただきたい。

と申しますのは、合併協定のこの項目、たくさんございますが、あるものは協定にあることだということでやられておりますが、あるものについては協定にあってもやらないし、なかなか理屈にならないような答弁をずっと今までいただいております。金があるのに金がないとか、用地交渉をしてないのに土地が難しいとか、そらまあそういう答弁を再々いただいております。これはですね、やはり合併協定そのものを順守するというよりは、得手のええところを順守しておるというようにしか私には見えないわけでございまして、そういうところをお聞きしたい。なんで、そういうことをきちっとやって、協定にあるのを、この中にあることができないのか。

それから検証委員会ですね。検証委員会にしても一緒なんですよ。そういうことが、いつ、どのようにして具体的にやるのか、あるいは私の知らないところで既にやっているのか、そういうことをお聞きしたい。

それからですね、2番へ行くんですが、4月1日から佐賀庁舎の職員数、職務権限と住民に対するサービスですね。職員数がどうなるのか、何人になるのか。そして、その職務権限をどこまで与えるのか。人の数も大事でございますが、その権限もまた大事でございまして、そこがどうなるのか。その結果として、住民サービスが今より良くなるのか、悪くなるのか。あと数年すれば、この黒潮町も限界町、まあ限界集落を通り越して限界町に入っていくであろう。これはもう間違いないと私は思っておりますが、そうなったときに果たして住民の生活がどこまで落ち込んでいくのか。これを、じゃあ行政がどこまで支援できるのか。そういうことを伺いたい。

それからですね、黒潮町地域活性化特別交付金を聞いています。これは名前こそ変われ、もともとは佐賀町の時代に、合併の前ですね、県の責任ある立場の人が佐賀の区長会の中で、佐賀でやっておるその報奨金、あるいはそれに見合う納税組合の制度というのは別に違法でもない、合併してもできますよということで、そのときの区長会としては、そりゃあええわと、それやつたらええわという話をされた経過がございます。これは公式の区長会でございまして、秘密会でも何でもございません。

ところが合併協議の中で、ご承知のように、それは違法じゃとか、通達が、判例があるとかいうような話が出回っておりまして、それは不都合な話じゃないですかということで、どうも聞きよりましたら旧大方町ではそれをやめたという話がございます。まあ、やめたというのは、そのお金を集める手法としてそ

れが適当でないのでやめた。そして報奨金に代わる、何いうかちょっと覚えてないですが、その組合に対するそういうお金を渡すことはやめたということがございましたが、ただ、旧佐賀町については、合併4年間もやりましょうというお話がありました。ただ、中身が極めて悪い。合併の前、それから合併後の数字で、合併後1年目の数字が、まあ半分になってましたね。それから21年度ですね、4年間は触らんとは思いきや、21年度は現在ね3分の1になってるんですよ、これ。私が知ってる部落のその数字ですね、地域活性化奨励金。これがね、3分の1。ことに我々の地域というのは、経済的に、財政的に弱い方が多い。年金が3万円、月に。高齢、独居老人、畑で野菜を作つて生活されていらっしゃる。そういう方に対してもですね、3分の1なつてしましました。また、敬老会の支援についても1人2,000円あったものが、合併したら1,000円になつてしまいました。

そういうような状況の中ですね、これ来年どうなるかなあと。現在3分の1を切つてしまつた、合併する前からいうと。来年どうなるのか。3分の1の数字が、まあ大体20万ぐらいですね。来年は10万になるかなあと。これで部落の運営ができるかなあ。一部の財政的、経済的に裕福な方はいいでしょう。このひな壇に並んでおるような皆さんにはね、経済的に困つてゐる人はいないんですよ。声なき声があるんですよ、部落に帰れば。合併してね、生活がね良くならなくつてもね、そこそく従來のサービスが受けれるかなあと思つたら、それどころじやない。違法でもないのに、違法じや違法じやいうて脅しまくつた揚げ句に、60何万あつたんですよ、合併の前は、ある部落は。今、20万。来年は10万になるんじゃないですか。これね、予算だけは認めていきゆうけど、中のね運用というのはね、町長の裁量なんですよ、これ。町長の裁量でね、そんなによね、どんどんどんどんね、合併したがじやきいうてね変えてええもんですかね、これ。合併したがじやき、過去の約束、生活とかいうものは最大限守ってくれるというそういう姿勢がなしによね、行政を運営されたらたまつたもんじやないですね、町民は。何のための予算か、何のため町長なのか。

町長のここ最初の所のですね公約の分はですね、合併を先頭に立つて推進した者として大きな責任を感じ、間違ひの許されない新町の基礎づくり、基礎づくりですよ。私がしなければならないとの、これ強い思いですね。弱いじやない。強い思いですよ。その決意というものが、先輩各位、散々、先の戦争、大戦をくぐり抜けて苦しい中でやってきて、こんにちの日本を築いた、こんにちの地域を築いた方々に対する、それが強い決意ですか。そんなことしといてね、佐賀、大方の融和を急ぐじやいうてよ、何が融和になりますか、これ。試しに町長の給料を3分の1にして、1年生活してみなさいや。分かる。

で、私は19年の6月やつたかな、鈴で生活し、あるいは市野瀬で生活し、ここまで通つていただきたいと。そうすれば地域の人の思いが分かる、そういうことでまあお願ひしましたが、その返事もなし。12月議会でも鈴で1ヶ月生活し、そこから通つていただいたら、地域の方々が何を願い、何を思い生活されているかよく分かりますよということを訴えたんですが、それも返事がございませんでした。まあ私としては残念だなあと思っております。

まあ、そういうところからですね、1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私からまずお答えを致したいと思います。

冒頭、言語明瞭（めいりょう）、意味明瞭（めいりょう）ということでございます。お答えにそのようにご

理解いただければなと、こんなに思っておるところでございます。

それでは通告に従いまして、順次お答えをさしていただきたいと思います。

第1点目の件でございますけれども、先ほど西村議員さんから生産性と行政コストにつきまして詳細なご質問がございました。私どもは、このシステムの必要性と重要性をあらためて認識をしたところでございます。

まず、合併協議会の提案事項であります活動基準の原価計算の導入についてでございますが。この件につきましては、先ほど植田総務課長の方からこれに関連する内容について、現状と課題、今後の対策等、お答えをさせていただきました。ご質問の趣旨につきましては、合併協議会の協議の過程で委員さんの方からご提案をされました。現在のところまだ導入をする状況に至っておりません。

次に、合併検証委員会の設置について、これも合併協議会の協議の中で委員さんからご提案がありましたが、この件につきましては、集中改革プランの策定の中で提案の趣旨を踏まえ検討することを合併協議会で確認をしたところでございます。これに従いまして、私たちはこの確認事項を踏まえまして、平成16年の12月の24日閣議決定をされました今後の行政改革の方針の下、行政改革大綱の見直し、あるいは集中改革プランの策定、公表、および定員管理の適性化の策定を行いました。これは、平成18年度から平成22年度までの4年間のそれぞれの数値目標を設定致しまして公表したところでございます。平成22年度にそれぞれの見直しを行い、事務事業の再編、あるいは整理統合、または民間委託への推進、定員適正化計画、または経費削減等の財政効果を基本とした策定に取り組んでまいりたいと考えております。今後も議員の質問の趣旨を踏まえ、佐賀、大方両地域に設定致しました地域審議会を通じ、合併協議会の情報等、共有致したい考えであります。

次に、4月1日から佐賀庁舎の職員数、職務権限と住民に対するサービスということで、3点の要旨だと思います。それでお答えを致したいと思います。

佐賀庁舎の職員数につきましては、町長部局の職員、3課体制を取りまして27人でございます。それに、佐賀の出納係1名を配置することにしております。教育委員会の部局の職員でございますけれども、23人体制でございまして、その中には学校校務員が6人、給食センターが7人、一般行政職9人となっております。また教育委員会では1係、大方あかつき館に文化振興係2名体制を考えているところでございます。

次に、職務権限についてでございますが、黒潮町行政組織条例により町長の権限に属する事務を分掌させるため、本庁大方総合支所ならびに佐賀総合支所に課を配置し、黒潮町行政組織規則において職員の職および職務を定めまして、それぞれの職員に付与されました職務を忠実に履行する義務を課せられているところでございます。

また、町長の権限に属する事務の執行にかんしましては、必要な事項を定めまして責任と権限の所在を明確にし、合理的な事務の執行に向け、黒潮町職務決済規定を定めているところでございます。決済規定でございますけれども、町長の権限に属する事務の執行にかんし必要な事項を定めて責任と所在を明確にし、事務の合理的な執行を図ることと致しております。

まず専決事項でございますけれども、副町長、各課長、会計管理者、保育所長に決済事項ならびに決済区分に従い、専決できるように致しているところでございます。以上のことから、任命権者から職務上の権限を付与されているところでございます。

矢野議員は、長年、町の職員として重責を担い、職務に精通された議員でございます。ぜひともご了承、ご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、住民に対するサービスについてでございます。平成22年度は行政改革大綱ならびに集中改革プラン、定員適正化計画の見直しの年度でありまして、中長期的な実効あるそれぞれの計画を立てなければならぬないと感じております。

また、22年度の行政組織の編成に伴い業務が複雑多岐化する中で、業務の混乱が予想されることから、職員には厳しい現実を自覚し、徹底した業務の遂行と敏速な応対に努められるよう周知徹底を図ってまいりたいと思います。特に22年度は保健師4名が産休や育児休業を取得することから、保健衛生業務が停滞することがないように、また一部事務組合への派遣職員2名となっておりまして、関係する職場での連携を密にして円滑な事務の遂行に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、黒潮町の地域維持活性化特別交付金についてでございますけれども、佐賀総合支所、藤本総務課長の方からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

それでは私の方から3番目の、黒潮町地域活性化特別交付金についてお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、この交付金の経過として、合併前の旧佐賀町におきまして納税貯蓄組合助成金として各部落に対して交付していたものでございまして、合併協議会において協議がなされ、納税貯蓄組合法に基づく制度は廃止、地域活力向上と町税の徴収率の向上のための施策として新たに交付金制度を創設し、4年後に見直しを図るとなっていました。

なお、この間、大方地域には適用しないと決定しており、その事項に基づきまして各部落区長さんをはじめ住民説明の下、ご理解をいただきながら交付してまいりました。

この交付金は特に佐賀地域の各部落にとりまして、地域の維持と行事等の実施における重要な財源であることは重々認識しております、交付額を維持できるよう町財政の厳しい中、できるだけの努力をしてきたところでございます。

平成18年度から導入致しました黒潮町地域維持活性化特別交付金交付規定では、各部落における町税収納率を交付の算定根拠としたところで、収納について区長さんをはじめとする住民の皆さんに納税意識の啓発の一翼を担っていただき、徴収率の向上が図られてきました。その結果、20年度の決算書によりますと、4税の現年度未収金3,298万7,000円のうち、佐賀地域は344万5,000円と10分の1であります。また、幡多地区租税債権管理機構に依頼も20年度はゼロ件となっております。

21年度からは見直しに基づきまして、新たに地域維持活性化交付金要綱を制定しました。この要綱による主な交付改正事項と致しましては、町税4税の完納納付書枚数ならびに収納率による算定基準から、口座振替件数による算定に変更、また新たに防犯灯の管理数によるものや、健康診断受診者および受診率による基準を追加をしております。また、21年度から、この制度を大方地域にも拡大、適用することになりました。

佐賀地区において、過去4税の収納は部落集金に依存していた経過もあり、導入当初は交付額に直結するこの町4税の口座振替者の割合が、20年11月には佐賀地域は15.85パーセント、大方地域は44.85パーセントの差があり、低い状況で心配をしておりましたが、各区長さんによる住民啓発のおかげと、税務係の機会あるごとの文書等のお知らせにより、平成22年1月末現在では、佐賀地域で平均61.71パーセン

ト、45.86 パーセントの増、大方地域で 47.06 と大幅に上昇致しました。

なお、口座振替件数は平成 22 年 3 月末の状況をもちまして、各集落の交付金の算定に反映させるものとなっております。口座振替に移行することは町税収納に大きく役立つもので、町にとっても利益になり、検診率の向上や口座振替をする部落の取り組みによって、結果的にその部落の財源や住民の健康を反映させることになるものです。多い部落では口座振替率が 90 パーセントを超える地区もあり、その努力に感謝をしております。

本年から適用しているこの要綱に基づく交付額は、現状の口座振替状況で、佐賀地域では 550 万程度、大方地域で 670 万円程度の支出見込みとなっております。近年、佐賀地区の交付金の状況は、旧佐賀町のときの、平成 17 年度 1,322 万 5,750 円をピークに減少傾向で、特に 18 年度合併後、交付額の減少が著しいものになっております。平成 22 年度は、激変緩和措置として採用した口座振替件数による算定単価 300 円が、大方地域と同様の 100 円になる予定でございます。見込み額は 17 年度に比べまして 30.24 パーセントと、非常に 3 分の 1 以下になる予定でございます。予算ベースでは 400 万を予定しております。このことは、各部落の運営にとって非常に厳しい状況になることと思います。

22 年 2 月末、黒潮町の高齢化率は、議員がおっしゃられましたように 34.4 パーセント、55 歳以上の準高齢化率は 52.1 パーセントとなっておりまして、10 年後、町そのものが限界町になる可能性があります。65 歳以上が 50 パーセントを超えた限界集落は 7 集落、55 歳以上が 50 パーセント以上の集落は 36 集落で、実に 61 集落のうち 40 集落と、7 割を超えておりまして、部落の運営経費も負担が重荷に、住民にとってはなっておると思います。地域活性化交付金の部落運営に占めるウエートが、この点でも高くなってきております。

このことは町としても深刻に受け止めておりまして、今まで以上の税務担当の口座振替の推進や、保健担当の検診率の向上の取り組みや、また新たに水道の口座振替等も加えることができないか。また、他の方法で集落への維持援助ができるないか。22 年度で各地域のご意見を伺いながら、調整、検討してきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

それではですね、カッコ 1 番目ですね、これ、まだ導入をする状況にないと。なぜ、そうなんですか。ちょっと理由を具体的に聞かしてください。

それからですね、2 番目ですね、私はね行政でお世話になって分かっているからこそ質問してるんですよ。いなかつたらね、質問はようしません。だから、そこを分かった上でお答え願いたい、町長は。そこなんですよ。まあ、もう 1 つはね、この支所長なんかはね、あるんですね。支所長をどうするんですか、職務権限を。今の、先ほどの答えてもらったがの中で、支所長のことについては触れらったですね。

ここまでね、来ないかんようなことでは困るがですよ。まあ後で言いますが、公共交通のことらもございますけれども、聞き置くということが仮に佐賀の事務所でやられると困る。で、私が前から言っておるのは、合併を進める段階では、パソコンの時代へ入ってくるからいちいち役場へ行かんでもいいよと、そういう時代になるよということで総務省の方からも話があって、私もそうかなあと、ええのうという感じやったんですが、前々から私がここでも言ってるように、実際あの機械を使ってみると、とてもじゃないが話にならん。私はもう抜いかねて困っちゃう、そういう状況にございますが。

それで、いくらね、そりやあね、町の役場の中はね、その 序内 LAN (ラン) でくくっていくからね、いいんですよ。問題はね、外からはね入れない、なかなか。そりやあ、しかし、機械を持ってる者はそうなんですね。機械そのものを持ってない方は、とてもじゃないがここまで来ないかんなりますよ。車の運転もようしないという方が、ここまで来い式の行政運営は困る。だから職務権限がどうなるのかという、ここは大きな問題ですね。そこを明確ですよ。特に税金問題なんかは通常のサービスの業務と違って、税は違うんですね。納税していただき。そういう立場なんですよ、相手は。その人に、何やら分からんけど知りたいことがあつたら入野まで来い。これはいかがなもんでしょうかね。私は、この高齢化時代を迎えて大変酷な話やと思いますよ。それをどう考えているのかお聞きしたい。

それから 3 番目ですね。これはですね、平成 19 年じゃったかなあ、これ、あまりにも大方は違法じやいうてやめた。佐賀は違法じやないきやりよった。18 年 6 月 29 日付のこの新聞でも記事が出ておりますが、少なくとも私が読む裁判所の判例、判例を見る限りにおいては、佐賀でやつたことの何が違法なのか。その説明は一度もされてないんですよ、公の場で。県は佐賀のやつたことは違法じやないと。だから、大方で違法じや言うたものを、今の現町長が違法じや言うたもんじやから、そりや違法じやないと言つたら自分の首が飛ぶ、明らかに。言える道理がない。

で、私はだから、そこはもう県に来ていただきて、県の責任ある立場の人に来ていただきて、この場において決着つけたいと、呼んでいただきたいということを申し上げましたが、それはできないという答弁がありましたね、町長から。でね、そういう場合はね、もう県を呼んでね、落としどころを見せつけていくしか方法がないなと私は思ったんですよ。で、そういう状況下にあってですね、まあ承知のように判例は判例でしかない、そういうことなんですよ。やっておる中身が全然違うんですよ、佐賀のやってきたことと大方のやってきたことが。それらをね、全部ね分析した上でよ、違法であるかどうか言うてもらわんとね、我々の先輩が旧佐賀町で日々として築いてきたものをね、ただ一言でよね、おまえらのやってきたのは間違いやと。腹の中はね、聞くに堪えない状態ですよ、これは。

それ、揚げ句の果てにですよ、今年は 3 分の 1。来年はね、じゃあそれのまた 2 分の 1、10 万円になるかなあ思うた。じゃあ、先ほど言ったような高齢者、高齢独居老人、年金生活者。年金も年金、3 万ぐらいですよ。それからね、電気、ガス、水道、引かれるんですよ。そういう方の生活をね、どう守っていくんですか、行政は。町民の生命、財産を守るのは町長の仕事なんですよ、これ。その点についてですね、私も先ほどお尋ねしたんですけど、町長、3 分の 1 にしたらどうですかいうて。何も意地悪く言いようがないですよ。分かっていただきたい、町民の生活が苦しいところを分かっていただきたい、それを訴えるためにそういうことを私は申し上げておるんですよ。だからね、そのことについてね、答弁をいただきたい。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、まず私の方から再質問に対しまして、2、3、お答えをさしていただきたいと思います。

まず第 1 点は、導入の状況、今、現状ではまだそういう状況ではないということについて、執行部どのようにお考えか、その理由は何かということであったかと思います。お答えをしたいと思います。

まず、この件については、行政機関が行う政策の評価に関する法律がございます。この法律は平成 14

年の4月1日に施行されておりまして、平成17年12月に閣議決定された政策評価に関する基本の方針の中で、地方公共団体と連携、協力を図る方針を立てておるところでございます。

まず国においてはこれを受けて、平成19年6月から政策評価の重点対象分野に関する取り組みをなされております。本町におきましては、平成20年の10月に黒潮町政策、事務事業評価実施要綱を制定をしてしまって、国のガイドラインおよび他の地方公共団体の先例等を事例にしながら課内で研究をし、平成20年度の事業、99の事業を対象に、政策、事務事業評価を実施致しまして、その結果をホームページで公表し、また庁舎内において閲覧をするように致しております。

この事務評価につきましては、膨大な事業と、また時間もかかっておりまして、黒潮町総合振興計画審議会の委員さんにはほんとにお世話になりました。素晴らしい評価をいただいて公表致しておりますので、その点よろしくお願ひを致したいと思います。

それから次の、支所長の権限についてでございますけれども。これはまだ本庁、支所ということにつきましては4月1日から施行されますけれども、副町長2人制につきましては6月の30日が任期になっておりますので、それ以降になってまいります。そのときには事務分掌、あるいは職務権限等を併せて議会にもご提案をする時期が来ますので、その点よろしくお願ひを致したいと思います。今のところ支所長の職務権限等については、まだ明らかに致しておりません。早い機会にその整理をしたいと、このように思います。

それから、あとの支所長以外、いわゆる職務権限にかんすることでございますけれども、大変一口に、地方自治体の職務権限はと問われても大変難しい問題でございます。これにつきましては、当然自治体の首長が、町長が職務権限一切を事務分掌で持っておりますけれども、先ほどお答えを致したように、その権限につきましては決済規定で定めておる範囲、これを職員に町長から付与されてるということでご理解をいただければと、こんなに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員の再質問、地域活性化特別交付金のことについてお答えを致します。

まあ、いろいろご質問の中でございましたけども、我々は行政執行において法を順守するというのももちろんありますし、また、法や制度の趣旨とするところに従って執行していくことはもちろんでございます。また、このたびの合併につきましては、旧両町で行われておった制度等について統一をするということが大原則でもありました。そういったことで、この納税貯蓄組合の件につきましてはまず廃止ということで、それに代わる新たな制度をということで進めてきたわけです。

その都度、区長会、あるいは議会の皆さんにもですね説明をさしていただきまして、それなりにご理解をいただいてこんにちになってるわけです。そして、結果として佐賀の各集落に対してですね、まあお金の問題ですけども、前よりずっと少なくなったということになっておるわけですが、まあこのことは大変私も申し訳ないなという、率直に思っております。

そして集落の、だんだん質問の中にもありましたように、高齢化していく中ですね、だんだん疲弊の一途を極めております集落に対して支援をということですが。集落の皆さんのが生活についても、私は十分理解をしておるつもりでありますし、このことはほんとに地方の自治体の、まさに高知県のこの地域のこ

れからの一番大きな問題じゃないかなというふうにも思っております。

それで、単に町からのお金ということだけではなくってですね、総合的な、いろんな角度からの支援を、一歩も二歩も踏み込んだ形でこれからは考えていかなければならぬ、また、やっていかなければならぬというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

そこの2番目のね、その職務権限のところでお答えいただいた分でね、町長の裁量の中でやっておるということは聞かなくても分かった話なんですよ。そこをどうしますかということですね。ここまで来いでは話にならない。住民サービスをいかに確保できるかということを聞いておりますので。すべてのことは町長が行いゆう、できんところは係を置いてやらしゆう、それはまあ分かったことなんですので。

中身ですね。ここまでいちいち来いというようなことがあると困る。私の言っておるのは、元気な者ばかりではないということを言いゆうわけですよ。体の弱い人もおるし、今まで車を雇うて佐賀まで来ておる、そういう方いらっしゃるんですよ、現に。それは1人、2人ではないんですよ。それをまだここまで来るとなると、余分なお金を使わないかん。時間はかかる。来たら知らん人ばっかりやと。そういうね、やっぱり弱い方がたくさんいらっしゃるということを、現場を見ていただいてね、上からの目線だけじゃなしに、現場で、窓口へどういう方々が現にいらっしゃっているか。あるいは、駐車場見たら分かるんですよ、これ自分で来た、そこまで用があつて来られたのかどうなのかということは、駐車場見ればすぐ分かる話です。それほど難しい話ではない。そういうところをね、生活を守るために行政をお願いしたいということです。

それからちょっと忘れておったんですが、その保健婦さんの問題についてはね、私も去年やつたかな、ある所行ったんですよ、家庭へ。それと、だんなさんいうかご主人が長期、夜寝れないということで、医者にはかかっておるんだが、どうもはかばかしくいかない、どうしたらええやろかと。医者は2軒かかつておるというお話をいただいたんですが。で、まあ奥さんもいらっしゃいましたけんど、奥さんの方はもう看護疲れですね、困っておりまして。私も、病気のことなどもんとして、軽々に物を言うわけにはいかない。従いまして、保健婦さんの所へ電話したんですよ、健康対策課ですか、前の。すると、ちょうど家庭訪問をされようというお話をいただきましたので、たまたまその病気の方の近くまで来ておるというお話があったもんで、これ幸いと思うんですね、それお願いしました、対応を。ほんでね、ほかの者じやいかんがですよ、この前言ったように。資格の問題がありましてね、私みたいなもんが何人おつても役に立たん。やはり資格にはこたわん。知識もない、我々は。そういう意味からですね、町民に迷惑が掛かると困るということを私は申し上げたがです。

で、そのお願いした方は、私の帰った後ですね、適切に対応していただいたいということを聞いておりますので、その点については大変感謝をしております。やはり職員の力に頼らなければいけないという部分もたくさんございます。そういう意味からですね、住民に対するサービスが低下しないように配慮をお願いしたい。

それから、地域活性化特別交付金ですがね、これ、私、ちゃんと見直しかけていただきたい。どこに幾ら配分するかというようなことはね、町長の裁量なんですよ、これ。現に今やっておることが、区長会に

言うたいうたち、区長会は議決機関じゃございませんね。それから議会に言うても議会はね、議員協議会の説明でございまして、条例ではないんですよ、これ。

そういう意味からですね、執行権を持つてる人がね、やはりこの現実を見てですね、困ったいう話をしようがです。中身の見直しをいつしていただけるのか、その点を伺います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えを致します。

まず、佐賀支所でのですね、今度の組織機構改革に伴って住民サービスが低下しないかという点でございますが。まあ組織機構の改革ということでございますので、一定のそういった懸念も考えられるわけですが、まあ、そのために随分協議も致しまして、特に窓口業務等においてですね、そういったことがカバーできるような事務分掌にもしておりますし、また、そういった形でやってみてですね、不備なことがあればできる限り早急に対応すると、そんな柔軟な姿勢でおります。

それから活性化交付金の件ですが、中身の見直しをということですが。先ほど藤本課長の答弁にもありましたように、水道の徴収等においてもですねこれに参入するなど、若干ですね何とかならないか、見直し、検討もしてみたいと思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

2番目ですね、町民生活。

高齢者など交通弱者に対し、どのような対策をするか問います。

町では公共交通に対する、この、どう言いますか、計画を策定していただいて、その最中であるわけでございますが、私が願うところは、一般に言う公共交通の分野に入るかどうか、ちょっと考え、疑問な点もあるんです。まあ普通、公共交通というのは行政が行う分、あるいは路線があつてですね、そこに停留所があるという部分がございます。これはこれで、きっちりした運営をしていただきたいということで、それはそうなんですが。

この前の調査に各集落へ来ていただいたときの話はですね、バスへ乗った方の意見を聞きましたと。まあ、それはそれで結構なんですよね。乗った方が、その利便性等についてどう考えておるか聞くことは結構なんですが。問題は、そのバス停までよう行かん方がいらっしゃるんですね。バス停まで1キロ、2キロという方がございます、中に。で、それはバスへ乗りたくても、よう乗らない方なんですね。

で、行政としてどこまで手を差し伸べるかというのは大きなテーマでございますが、私がお伺いしたいのは、そのバス停までよう行かない方。何とかそこまで行ってもですね、朝出るときに雨が降っておれば家から出ませんが、降りたとき雨が降っておれば、そういう方ずぶぬれになって家まで帰らないかんがですね、雨が降っておれば。そういう方が多くございますので、この、そういう面の弱者なんですよ、私がお聞きしたいのは。そういう方たちに対する手当てをどう確保していただけるのか。

今回やっておられる総合連携計画ですか、これは別に否定しようがじゃないです。それの上に立ってですね、そういう弱者の交通の便をどう確保していただけるのか、その点についてお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

矢野議員の2番目、高齢者など交通弱者に対して、どのような対策を取るかというところでございます。少し前段に基本的な部分を申し上げたいと思います。

議員申しましたように、平成21年の2月にですね黒潮町地域公共交通活性化協議会を設置しまして、黒潮町の住民の意識調査などに基づいてですね、公共交通の現状等を調査、検討をしてまいりました。その結果、このたび黒潮町地域公共交通総合連携計画ができましたので、今後はこの計画に基づいた施策を着実に遂行し、住民の皆さんを利用しやすい公共交通の在り方を見いだしていきたいということでございます。

そこで、この計画書の中身についてはいろいろ見られていただいたということでございますので詳しくは申しませんけれども、今申しました、バス停まで行けない方の対応ということをどうするかということでございますけれども。それぞれ、まあさまざまな目標といいますか、そんなもんを定めてこの計画を進めていくということにしておりますけれども、その中にはやはり行政としてですね、ある一定まあ限度もあるということをご承知もしていただきたいと思いますが、そういう部分につきましてはね、できるだけ小回りの利くような、今後、対応を取ってまいりたいというふうに思っております。

従いまして、計画の中にあります目標をですね達成することで、最終的には高齢者や児童など、そういった交通弱者の方々がですね利用しやすい環境ができるものというふうに思っておりまして、従ってこの目標をですね達成するために、平成22年度から24年の3年間についてですね、国の補助事業を活用して集中的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

これらの事業を進めていくためには、もちろん現交通事業者や住民の皆さんの協力がなければできないことでございますので、今後も関係者と協議を重ね、より良い公共交通体系の構築に最善の努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

大変ありがとうございました。

明瞭（めいりょう）に答えていただきまして、最初に、冒頭にお願いしたとおりの答弁をいただきました。感謝致します。

3番目ですね、町民のこの健康ですね。1番目の健康診断の地区別実績と、それに対する課題ですね、課題。なればいいんだが、多分、課題あると思うんですよ。これ、課題および、課題があるとすればその対応策を問います。

それから2番目ですね。健康保険税など住民負担を軽減する対策を示せ。これはちょっときつい言葉でございますが。なかなか、聞くところによると、今年も国保税が高くなるような話を伺います。先の議会では、一応国に対する医療費の財政支援について、国に対する財政支援について意見書を出したところでございますが、国民健康保険中央会が出たこの資料を見てもですね、他の保険、国民健康保険以外に厚生年金関係いいますかね、そういう政府管掌とか、まあいろいろあるわけでございますが、その、他の大

きな制度から見ていきますと、断然、断トツにその国保の方が国保税が高いわけですね。

これはですね、市町村国保政府管掌健康保険ですね、いわゆる組合健康保険とあるんですが、この1世帯当たり、年間のその税ですか、これは。この分は所得はですね全国平均なんですが、これ131万、これが国保。それから229万、これが政府管掌保険。それから、組合健保が370万と。これ、所得格差がね、これだけあるんですね。しかしですね、この所得を基に算定した保険料率はですね、市町村の方が10.9、まあ約11パーセント。政府管掌が6.9、これ7パーセント。それから組合健保は4.6とこうなっておりまして、断トツにですねこの国民健康保険の加入者に対する負担が大きい。ええかげん年老いてきて収入の道が閉ざされ、あるいは一次産業が不振の中ですね、これだけまあ、いう形の負担が大きいということは新聞なんかでもよく出ますね、その保険に加入できていない方がたくさんいらっしゃるということらもありますが。原因はこういう所得がですね、はなから違うという部分があるようですね。

従いましてですね、そういう面を踏まえてこの対策をする必要があるであろうというふうに考えておるんですが。まずはこの健康診断のこの実績、課題、対応策、併せてお聞きしたい。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

矢野議員の3番目、町民の健康についての質問にお答え致します。

健康診断については昨年の9月議会でも実施内容を回答致しましたが、本町では集団検診の形で検診を行っております。

国民健康保険の20年度の特定健診の対象者は3,500人余りでありまして、本町の受診率は34.2パーセントとなっております。なお、県下の平均受診率がですね23.5パーセントということで、本町が10パーセントほど高くはなっております。

国保加入者の地区別の実績もそれぞれ出されておりますが、受診率は30から40パーセントと、集落が多くなっております。また、集落の人口規模の大小によってもですね検診率に差が出ております。

課題としてはですね、医療制度改革に基づいて全市町村が策定しました特定健康診査等実施計画の年度ごとの達成目標に到達できるかというところが課題となっております。受診率の向上がひとつの課題でありまして、5年後の平成24年度末の目標値を65パーセントと定めております。

この受診率を促す対策としまして、特定健診、がん検診など、それぞれ年度の事業計画を定めて、町の広報紙、また地域のマイク放送等を通じて住民の周知を行っております。また検診実施前の2週間ほど前にですね、すべての対象者への個人通知等を行っております。

検診の方法ですが、これまで集団検診だけということで実施してきましたが、21年度から集団検診の終了後にですね、どの医療機関でも受診できる個別検診を実施することにしまして、受診率の向上に努めております。今後もですね、病院などで受診できる個別検診を並行して行われるように周知徹底していくと考えております。

住民負担の軽減についてでございますが、この保険税についてもですね、昨年の9月議会でも説明したとおり、20年度の黒潮町の国保税は県下の34市町村の中では30番目前後とですね下位の方に位置しております。額で言いますと、平成20年の1世帯の額がですね9万7,000円、1人当たりに算定すると5万4,000円の額となっております。県の平均よりはだいぶ少ない額とはなっておりますが、県下では30番目ぐらい

な所に位置しております。大変、社会情勢また厳しい状態であります、現在の保険医療の動向、また国保の運営状況を考えるとですね、この国保税を直ちに引き下げるということはですね、なかなか難しい状況にあるところです。

町としては医療費の抑制が求められておりまして、このため、先の質問にあったようにですね受診率を高めて、町民の健康管理に努めたいと。その結果、医療費を抑制して保険税の削減につなげ、住民負担を軽減していくことが求められております。

このためですね、生活習慣病など慢性疾患などの増加が医療費の増大につながっておりますので、継続してですね、これらの取り組みをしていかなければならぬと、自らが病気を予防して生涯を健康で生活できるように、健康維持や生きがい対策にも取り組んでいきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

健康問題については前向きに取り組んでいただいておりますので感謝しますが、問題はこの30パーセント程度のその受診率でございますので、将来目標をまあ65というようにお聞きしましたが、今、確か。ただ、将来は将来であつていつということ、来年を将来というのか、10年後を将来というのかよく分かりませんが、そこあたりをですねもう少し詰めていただいてですね、払わないかん医療費、税金、こういったものは待ったなしで払わないかんわけでございますので、そこをですね早く、その65パーセントに到達していただけるよう、その対応策を何か講じていただきたい。

個別受診というようなこともお話をございましたが、個別であれ、集団であれ、何でも結構でございますが、要はそういう受診率を上げていただきたいので、もう一度そこの点を具体的に、いつごろの話をされるのかお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

受診率の向上についてはですね、5年後の平成24年度末の目標値が65パーセントでございます。

集団検診においてはですね、受診日の調整、また医師の確保等いろいろと限度がありまして、このため22年度においてはですね、先ほど言いましたように、受診方法を検討してこれまでの方法に加えてですね、個別検診と集団検診を併せて同時期に実施することとしております。

これによってですね受診率の向上が図っていけると、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

はい、ありがとうございました。

4番目ですね、建設福祉。

実はここへ福祉という言葉はあえて入れました。建設は福祉じゃないというような、おっしゃる、考えておる人がいるかも分からんですが、これは福祉行政であるということのために、ここへあえて入れらしていただきました。

まず1番目ですね。黒潮町合併以来ですね各部落から要望が出ておるんですね、国土交通省へ出でる

と思うんですが、この要望に対してですね、まあ、いつどのような要望を行いましたかと。これ、よく私も再々のことについてはお聞きするんですが、それは町から何も聞いてないよということを言われますと、なかなかこちらが困ったことになりますので、それを確認しておく必要があるなあと。

というがはですね、平成19年11月12日付でですね、実は、自動車専用道路、窪川佐賀線、仮称にかかる拳ノ川ハーフインターをフル規格に変更していただきたいという要望を町長に出しております。以来、このことについてはどうも、まだそのことの結果。これはね、佐賀北部の区長会ですね。10人の連名でございます。そのことについてお返事をいただいているので、まあ任期、これ最後の議会でございますので、また次、拳がってくればそれはまた6月議会に言わなかんと思いやうんですけど。取りあえず19年のことについてお返事をいただいてなかったので、この場でお話を聞いてないと、帰って皆さんに報告できないいうことがございますので、まずその点をお聞きしたい。

それから、そのほかのことについてはですね大体、町長じゃなしに課長の方がですね、気を利かしているいろいろと言ってくださいおるようでございますので、その点についてはまあ感謝する向きもございます。それがまあ1点目ですね。

それから2番目ですね。地権者などですよ、などが困らないような対応せえ。これは建設福祉という点から申し上げておるわけです。

これはですね、過日もある方から町長、議長あてに文書が来ておるはずですが、水が五在所山のトンネルに、トンネルを掘ると水が一時に流れ出て、流出して、自分くの作業車が浸水する恐れがあるということで、私の方へも、あるいは同僚の議員の方へも話がいただいて、そのことで取り組んでおるわけでございますが。ただ、まあ、その方は1人でございますが、しかし、地域のその周辺でおる町民が困っておるということについては、1人であれ、10人であれ、まあ困らないようにしていくのが務めであろうと考えておりますので、このような話をするわけですが。

で、問題は、トンネルの水もなんですが、道路ができますと側溝がですね全部3面張りになるんですね。それから山を切れますと、それもまた全部それぞれ山ののり面に対する水対策のために、コンクリ3面張りの水路ができるんです。このことはですね、大体私もその部落の区長として国交省と話をさしていただく場合において、谷川の流速の協議しましたら、まあ谷川については我々が住んでおる辺りは大体3メーター50、毎秒ですよ。通常いってるらしいですが。それが3面張りに仕上げていくと、やはり倍以上の流速になるんだと。その流速の中には当然、石、大きな石が入って流れますので、相当な破壊力を持った、そしてスピードのある水が流れいくと。ほんとそれが集中して、そういう低い所を流れるようになると。まあ将来的に心配であると。その道路の、その専用道路については別に反対ではないが、困らないようにしていただきたいというのがその趣旨でございます。

そして、あとですね、その農地。農地がちょうどその道路区域の中へ入っておると。農地も農地、そこで生活をする糧をそこから得ている。そういう方がいらっしゃいます。その方も、協力はするが、協力した途端に困るということは嫌だと、何とかしてもらいたいということなんですね。それは、代替えの用地については行政が間へ入っていただきたいということをはつきり申されておるもんで、こういったことの、しかも担い手農家なんですよ、これ。

で、担い手農家の場合ですね、農村経営基盤強化法ですかね、ちょっと法律の名前忘れたけど、そうですね、農業経営基盤強化促進法ですか、まあそういった法律もございまして。農業を守る、中核農家を守るという立場の法律がございますので、そういうものを運用していただきですね、そういう協力しま

すよと言っておられる方の生活を守っていただきたい。現在もですね、佐賀のインターの予定地の所では、だから立ち退きをされる方がいらっしゃるということが前提にあって宅地開発をしておる。それから前の、過去においては、漁業集落の環境整備事業で道路改良をやったときも、立ち退き対象者に対する土地のあっせんなり、アパートを建ってそこへ優先配慮する。そういうような行政をしたことでございます。

で、現在、佐賀でもですね、おひとかた立ち退きせないかんとは言いゆうけど、なかなか困るというお話をいただきまして、協力したら途端に困るというような問題がございます。そういうことに町の行政はですね、手を差し伸べていただきたいわけです。そうすることが速やかに、公共投資、あるいは社会資本の整備が促進すると。国道 56 号を見れば、この地域が一番立ち遅れておる、そういう地域でございますので、何とかこれを少しでも改善する、そういうことに汗をかいて、今以上に汗をかいていただきたい。この大方地域においてもですね、まあさまざまな地権者がございますが、そういう方が困らないよう行政が手を差し出してもらいたいし、そのための新たな組織をですね私は立ち上げる時期ではないかなあと、こんなふうに考えておりますが、それが 2 番目ですね、困らないような対応をしていただきたい。

それから 3 番目ですね。平成 22 年 4 月に県へヨシおよび土砂の取り除きの要望しますか。これはぜひやっていただきたい。ずうっと言われておりまして、特に伊与木川の場合は伊与木川の清流条例もございまして、この土砂がつかえて水はけが悪い。それからヨシも、あれもある程度はあったらしいんだが、あり過ぎると水が流れない、困るという問題がございまして。これはですね、県以外に町管理の部分もございます。そういうところもございますので、ぜひですね、これの対策に県へですね要望していただきたい。あそこの田の口は大変きれいにできておりますので、まあ、あれらもひとつの参考になろうかと思うんですが、ぜひ早急にですね取り組んでいただくようにお願いしたいと思います。お願いというより、速やかに要望していただけますか。

質問を、1 回目を終わります。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

矢野議員の質問にお答えします。

建設福祉の関係の 1 番目の方を私の方で答弁させていただきます。

合併以来、各部落からの要望を受けて、まあ国土交通省へどのような形で要望を行ったかということです。合併以来、国土交通省への要望は、緊急の場合は口頭もありますが、基本的には文書で要望書を提出することしております。

要望を提出した日はですね、平成 18 年度が 18 年の 9 月 4 日と 19 年の 3 月 28 日、また平成 19 年度が 19 年の 12 月 20 日、また 20 年度が 9 月 9 日、それから 21 年度が少し遅れましたけれども 22 年の 1 月 9 日となっております。

あの佐賀の拳ノ川のインターハーフ等につきましては、また、担当課長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは私の方から、地権者など困らないような対応と、そして、平成 22 年度に県へアシおよび土砂の

取り除きの要望はするかということについてお答えをさせていただきます。

そして、質問が若干多岐にわたりましたので、十分な説明ができるかどうか分かれませんけれども、その点お許しを願いたいと思います。

この質問に類似するような形で12月議会でも一般質問をいただいているので、重複する点もあるかと思いますが、その点についてはお許しを願いたいと思っております。

自動車専用道路6.1キロメートルに関連する片坂バイパスについてでございますけれども、市野瀬、佐賀橋川地区の工事用道路については地元の皆さんの協力をいただきまして、平成22年度には完成見通しとなり、その後は本線工事へと進ちょくされる状況となりました。地元の皆さんの協力に対して厚くお礼を申し上げます。

議員もご存じのとおり、片坂バイパスの本線工事につきましては、買収予定地の地権者との協議、交渉は、基本的には国土交通省が対応することとなっていますが、町としても用地調査や交渉の段階で発生する地権者の思いや要望については、状況判断の上、国土交通省と連携を取りながら協議を重ね対応しているところであります。要望内容によっては長期化することもあって、このことが地権者の方々に負担となっていることも認識しているところであります。今後においても、地権者、町、国土交通省ともども、共通の課題として慎重に取り組んでいくことと致します。

また、ご質問の、県へのアシおよび土砂の取り除きの要望につきましては、平成21年度も部落要望等によつて幡多土木事務所と現地調査実施の上、要望をしたところであります。要望のあった地区へは総務課経由で県からの回答を報告させていただいております。また平成22年度においても、4月以降で部落要望に基づき現地調査実施の上、県幡多土木事務所へ要望していくことと致します。

また、ご質問にありましたハーフインターの件につきましては、平成18年度段階で皆さま方から要望をいただいておりまして、その中で、平成19年、20年度の中で、私の方から当議員の一般質問にお答えをさせていただいております。また、ちょっと日付は分かれませんけれども、北部活性化の皆さま方と佐賀温泉で一度懇談会を持ったことがあります。その中で北部活性化からの要望事項とともに、そのときにも報告させてもらっていると記憶をしております。また、拳ノ川地区の役員の皆さま方にも、平成20年10月6日付でこの件について一通りのご説明をさせていただいたと認識しております。

そのほか、ご質問のありました金上野トンネルの水量の件、この件につきましては、金上野トンネルは1,920メーターだったと思います。そのうち町境、四万十町の部分が約1,000メーター、そして黒潮の分が900メーター程度だと思っております。ちょうど分水嶺(れい)の分でいきますと、400と600。600メーターの部分が分水嶺(れい)からしますと、四万十町の分が黒潮の方へ向いて水が流れてくると、そういう状況下になっております。このことにつきまして、長年にわたつていろいろと国土交通省と協議をしているわけでございますけれども、最終的にまだ判断に至っておりませんが、今後その水についてはポンプアップ等によって四万十町の方へ向いてお返しするという方法もひとつだと考えております。

そのほか、今、ご質問のありました高規格道路に伴います水路の問題、そしてニラハウスの問題等々につきましても、私どもも誠意を持って取り組まなければならないと思っています。まあ、このニラハウスの件につきましては、いろいろと行政的な何かの配慮ができないかということで、担当課の方ではいろいろと、今、勉強なり、いろいろしているところでございますけれど、まだ明解な判断が出ておりません。後日、国土交通省、行政ともども話をした結果を持って皆さまの方へお話しできればと、そういう状況にありますので、ひとつ今後ともよろしくお願ひします。

また、議員に対しましては拳ノ川地域の中で、拳ノ川の生産組合の組合長さん、そして拳ノ川の区長さん、そして北部の活性化のまとめ役として、いろんな部分で今お世話になってるわけでございますけれども、今後におかれましても、この高規格道路の進む中で諸所問題があるわけでございますが、何とぞご協力をお願い致しまして私のお答えとさせていただきます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その、先にお話しいただいておる分については、ありがとうございました。

そのお返事をいただきましたので、またしかるべきところでご相談をさしていただくようになろうかと思います。

それから、この2番目ですね、地権者などが困らないようなというのはですね、現状のやり方は、それはそれで結構なんだけれども、黒潮町全体のことを考えたときに、浜町の方でも立ち退きがかかっておる家もございますし、過去においては、アパートを造ってその対策を講じるとか、開発公社があつてですね代替え地をあつせんさしていただくとかいうようなこともできておったわけですね。従いまして、その建設省だけのことじゃなしに、国の事業、県の事業、町の事業を踏まえてですねやっていくことが、これが私の言う建設福祉、福祉なんですよ。

道を造って不特定多数の人が利便性が増していく、それはそれで大切なことですが。また、それを協力ををしていただいた方ができるだけ困らないようなことをする。そのことについて、助言ですとか、その方向性を見定めていくやり方をすればもう少し早くですね、そういう目的が達成ができるんじゃないかなあと、こんなふうに考えますので、過去にやってきたその素晴らしいやり方もございますので、それらを駆使して取り組んでいただきたいなあということでございます。

私のいろんな役職挙げていただきましたが、それほど言われますと私も困りますので、それは取り消していただきたい。

それから、まあ課長に対しては、お返事聞いた後でまた一言ありますので、そのところをお答え願いたいです。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

再度、私の方からお答えをさせていただきます。

まあ現状のやり方についての問題でと出されたわけでございますけれども、今、お話がありましたように、漁業集落整備事業の立ち退きの問題、そして私たちの業務の中での高速道路の移転とかニラハウス等の問題、いろいろな分野がございます。

まあそういう部分で、何かの形で地域の方が相談ができるといいますか、そういう組織化を、つくってはどうかなというようなお話ではないかと自分では察知してるわけでございますけれども、まあ今後におかれまして私どもも、町民の皆さま方が困っているわけでございますので、まあ町民の立場に立って自分ら職員職員がそれぞれ勉強しながら、そういうことに、取り扱っていく方法論も考えていかなければならぬと思っておりますので、今後のこれは大きな検討課題として後々引き継いでいきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

私も長らくここでお世話になりましたし、そういった方々が、この定例会、最後になる方もいらっしゃいますので、いろいろと思う、感激する面もございます。長い間お世話になりました。また今後ともよろしくお願ひします。

これをもちまして質問を終わらしてもらいます。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時40分まで休憩致します。

休憩 12時 10分

再開 13時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

通告に基づきまして質問致します、2点ほど。

1点、産業振興について。この根付漁業としての放流事業を入野の方でウニ、ハマグリを単年度をやつておるそうですが、その中身について。私、佐賀町政の折でも、いろいろ過去放流事業をやらしてきましたけれども、決してそこで放流したからいうてそこではんらんしてものが増えるという傾向のまあ調査いか、そういうことがない今まで、ほんで非常にこうあまり効果を持たさない。まあ、祭り事でもち投げて、それ拾うてしもうたら後は何ぢゃないと。まあそういうような受け止め方しても、決して間違いじゃないと思う。

だから、そこで一番ええそのハマグリの漁場があるわけですから、この重点的にね絞って、まあいたら細かい稚魚が、10グラムあるものを放流して、5年、6年したらその貝が300グラム、400グラムぐらいに太るがは何年ぐらいで太るじゃろうかというその追跡調査なしで、ただ放流事業としてやりよう傾向があるんですわ。これは佐賀でもそうであったし。

ほんでそういうことじゃなくて、ほんとに今の入野漁協の組合員の素潜り漁業いうたら36、7名おるそうです。ほいたらそれにかかわって目標を持って、5年なら5年このハマグリを放流する、毎年計画的ですね。その結果、成績が良し、またそこでいうたら増えてきたというような調査をちょっとするような計画で県の水産振興課と話し合いをして、調査も我々がするぜよというようなね、やっぱ漁師にもある程度その展望をもたらすような事業計画立てて、放流事業を増やしたらどうかなという考えがあって、あえて言ふたわけです。

というのは、佐賀の場合は素潜りがかなりおったけれども、ほとんど同和対策事業でおかの仕事保障に転業させて、もう今は2、3人しかいないわけです。ほんでそういう、まあ今の行政の力量からいうたらその転業さすという力量がないから、素潜りの従事者が本当に、待つたらこれだけ太って、これだけの所得

があるというようなひとつデータを試験的に振興課と、まあ清水の試験場かどこの試験場かと提携してね、やってみたらいかがかなあと。

ほんとそれと、その磯の地先。藻場の生える磯の地先が非常に入野漁協については少ないわけなんです。まあないに等しい。それやのにアカウニを放流して、まあそれは組合と話して、それもまあええわけですけれども。もう少しそこらを拡大解釈して、アカウニはそう藻場があんまりなかつてもね、かなり身に入るウニですから。

そういうことで、2つとじやなくてね、一生、もう本当にこの根付漁業というか、磯端のナガレコにしてもニナにしても、あの、はえに生えている海藻にしても、いろいろないうたら潮が引いたら上へ出てくるカラスグチとかシイとか、もうそんなもんももう取り尽くしちょう。取り尽くしちょう。で、なのに、まだ30何人が毎日磯へ行きよう、ね。まあ何を取りようやいたら、もう昔取りよったもんじやないんです。貝とかね、イセエビとか魚とかいうことじや、全くそういうおかで珍しい、昔、いうたら百姓の人が潮干に取りに行きよったものをね、専門のいうたら磯すみが取っておる。

こういう現実見た折にね、やっぱそれを行政として漁業組合を指導するためにも、やっぱ行政の責任として放流事業をこういう計画でやりたい。毎年、いうたらこれ県単のはずやから、まあ金額もしれておるけどそれへちょっとこうね、放流事業のモデル事業として黒潮町の砂浜にね、5年間で何十トンなら何十トンの稚魚を放流さしてくれと、予算欲しいというような形でねやっていたら、各県でそのハマグリを増産しよう試験場のね、アカウニを生産しよう試験場らも喜ぶわけですね、はつきり言うて。それを提携、その稚魚をハンランはんらんさせて養成しよう、わし、アカウニとかそんなものは恐らくね福岡か佐賀県、どつかで視察、見たことある。恐らくそこしかやってないと思う。そこらと話して、单なる買うていてもうて、どういうとこ放流するうが知らんと。じゃなくて、試験場にも追跡調査してもらえばあのね、して、放り込んだ数はいうたら2万個の数やつたけれども、3年後にはもう増えちよつたと。細かいがもおるぜよと、ねえ。増殖しちょうと。してないとか。放り込んだ数より少ない。

こういうその実態をねえ把握するような事業計画を持ってもらいたいと思うが。

その点、課長いかがですか。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それでは、お答え致します。

本町の基幹産業の1つである水産業の振興を図るために各種の放流事業を行ってきましたが、中でもハマグリの放流事業は大方地域において相当以前から実施されてきてまして、昭和46年度から57年度までの8年間を連続で実施し、6年ぐらいの間を置いて平成2年度から11年度までの10年間連続で実施して、総数量としては37.5トンの稚貝を放流しています。

しかし、最初のころはそこそこ水揚げもありましたが、最後の方には、これだけ放流したにもかかわらず収穫期になっていくら探しても一切見つかなくて、結局原因不明のまま、事業効果が見えないということで中断となり、それ以来、放流は行っておりません。

一方、ウニの放流につきましては県補助事業を導入して、旧佐賀町におきましては昭和56年度から61年度までの6年間で7,130キログラム、旧大方町では昭和58年度から61年度までの4年間で2,472キログラム放流しています。

しかし、県補助事業がなくなったことなどにより中止としていましたが、平成18年度から復活しまして、町単独事業として入野地域で年間2万個の放流を行っています。平成21年度に初めて出荷することができ、価格面でも相当の値がつきまして、総出荷額で約125万円にも上っています。

議員の言われるよう計画的な放流事業につきましては、ウニにつきましてはやっと販売までこぎ着けたところで、今後も需要が伸びると思いますので引き続いて実施していきたいと考えていますが、ハマグリにつきましては、以前放流したものか天然で育ったものか分かりませんが、今年になって急に大型のものが相当数取れたということもあり、再度、漁業者や漁協、そして漁業指導所と協議をしていきたいと思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ結果論でね、そういうことはまあ質問せな出てこんわけ。基本的に、ね、第2の公共団体である漁業組合の組合員が、ね、皆その入野の場合は36、7名おるということ聞いてますけれども。まあちょいちょいこう皆、磯すみのとこへ行たら、これは続けてもらいたいと、ね。あのこんまいもんを放り込んだのが、まあ知らん間にねえ、3個で1キロばあになっちようというような話聞いた折に、それだけ大きくなるものであれば、ほいたらそこまでなるにはほいたら何年ぐらいかかっちようかなというががちょっと疑問、分からったから、まあハマグリのことらあね。

ほんでそういうことを考えた折に、まあアカウニの場合では結果としてテレビらあに出たようにね、まあ分かるけれども。ほいたら、125万円の所得を得たけれども、実際、試験場からアカウニを買うてね、輸送してもらうてきて、まあどのぐらいの個数をね、恐らくキロか個数かちょっと分からんけれども。

ほんで金額的にどのぐらいやったんですか。その点をお伺いしたいんですが。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

議員のおっしゃるように、先ほど、購入先でございますけど。福岡県の方から購入致しまして、単年度で66万4,000円掛かっておりまして、平成18年から5年間ですかね、で、300何万ですかね、このようになってると思いますけど。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ、120万、125万いうたら磯すみ30何人がね、そんなのものは何日もかかるわけや、放流しちょうわけやから。それ取ってしもうたら何ちやないに、ねえ。

そういう形で、僕はこれをほいたら継続すべきなのか、ね。ほんで、たまたまいうたらそういうその黒潮町いうて佐賀もまあ一緒になったわけやから、佐賀の磯すみはいうたら2、3人しかおらんわけです。漁場としては、いうたらもう高知県では一番、磯の根付漁業としては一番ええ区域やから、一応その双方が話し合いしてね、藻場のあるようなとこへ向いてアカウニを放流する。組合同士で話して、また従事者とも話して、そういう仲持ちをしてね、継続してこう広いとこでほんとにアカウニを放流して生計の立てれ

るような魚種なのか。

まあハマグリはいうたらもうこの前しかないわけですので、ほんとそれも、本当にこう天然であったのか、放流したのか分からぬということですけれども、もともとはいうたらそんなに、昔からわしら聞くところによるとそんなに天然のものがおったような話は聞いてないね。佐賀らあもそうやけれども、放流した人がそんなには育ってない。

そういうことをひとつ考えた折に、やっぱり、特にこの磯すみというものは区域があつてね、深さがあつて、なかなかこう、農業らみたいに作りよらんきに、わしくの畠借つて作ってくれやうて、そんないうたら漁場じゃないわけやから。まあそこらあたり具体的に、船持つて深海縄やつたりモジャコ取つたり、ひき縄やつたりする人よりも、限られた範囲で生産しておるわけですので。

よほど、いうたらその指導力もって単協と話をしながら、漁業者の育成を図る。ある程度気分的にも余裕をもつて指導のできる者を、ひとつ模索と事業計画を立てて話し合いをして、行政として精いっぱいやれる範囲で努力していきたいというお答えいただいたら幸いですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

村越議員のご質問にお答えします。

1ヵ月ほど前になりますか、もうちょっと前になりますか、漁協の方でですね中層の浮き魚礁を設置したいということで、県の方が一定の補助をしてくれるというふうになっておつたらしいんですけども、県は相変わらず、まあ検証というようなことが十分できていないというようなことを理由にですね県の補助がなくなったということで、私どもの方に支援の要請がありました。で、私の方は、もう今大変漁業の方がですね、あらためて言うまでもないんですけども大変厳しい状況にあるので、近海なり沿岸なりのそういう漁がですね少しでもあるようにということで、その取り組みに対して町は幾らでも出しますよというふうなふとい気持ちでですね、支援を申し上げました。

まあそのようなことですので、その放流事業についてもまあ検証ということは一定あろうかと思いますけれど、財源の許す限りですね、関係機関とも協議しながらですね積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

関係機関と協議するということで計画をぐつと出して、議員にもまあひとつ計画を提示していただきたい。

それで終わります。

2番目、行政の町民サービス。これは、やんだ4月なつたら町長選でね、行政サービスを怠らんようにとかよ、住民の意見を十分配慮してとか、いろいろまあ演説するわけですけれども。

本当にね、このいうたら行政サービスというものは範囲が広いということを百も承知しておると思うんですが、私はいつも思うんです。お金をつけて事業したらサービスじゃ思うでしょう。そんなね、サービスはわしは要らんと思う。やってもらいやうとこはありがたい。だけど、やる個所は少ない。不公平をとか、

平等にとか、そんなことはうんと聞くけどね。

一番わしは思うのは、行政マンとしてこれは職員も管理職もそうですけれども、一番町長が指導力もってサービスするのは、やっぱ職員を動かすこと。町民の方へ足を向けて、歩かすことから始めていかんと、私はサービスにつながらない。なんばここで質問したり、町長も頑張りますというて言うても、ねえ、職員が町民向いて足運ばんいうたらサービスつながらん。まあそういう私は考えで、本当の行政サービスとはどういう行政施行が一番適当かな。まあ町長選出の前やき、なおこう信念を入れて聞いてみたい。必ずね、立候補者はどの立候補者でもそんな話を聞くよ。私は錢金じゃないという。やっぱ人は心の問題。ね。いかに町民に気遣いしながら、ね、足を運んでいかす職員をどうつくっていくか。そういうとこを、今回は十分この質問で聞いてみたい。

非常にね、この町民との対話が少ないがゆえに、町民との行政とのいさかいに解決が遅れてきよう。そういうとこに非常に一番、この合併して気が付いた。だから、気が付いたきに私は質問しよう。もう4年もたった、町長としてね。我々も3年やけど、まあ最初の在任期間の1年と4年なるわけですわ。その中で一番気が付いた。一生懸命職員は仕事しよう。机から動かんずつパソコン打ちよう。パソコンもええ。それは仕事しようことよ。だけど、どうしてもそのパソコンを進める予算を消化するためには、町民に足を運んで、現場から行かないかんことが若干遅れておるんじゃないかなと、行政のスタンスとして。そういうことに非常に気が付いた。

これは言い過ぎかも分からんですよ。手前みそになるかも分からんけれども、今までの佐賀の、ね、例を言うと、職員は口は要らんという。ね。耳で町民の声を聞け、目配りをしてくれ。それで失敗したら町長は責任取るというようなね、職員に訓示したことがある。やっぱそれだけのね責任と指導力持ってやれば、町民もね驚くし、職員も町民向いて足を運ぶ。まあそういうたら黒潮町の行政のサービスが行き届いてもらいたいなど。

こういうことで、この2点目のね住民サービス。それはほかの人のいうたらサービスとまた角度を変えて私は、似たようなことを皆やっておりますけれども、私としてはそういうことが一番効果がもたらすがじやないかなだと思いますが、町長の見解をお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

町民サービスといいますか、町の事業をする上でもいろいろなことでですねもっと現場に赴いて、住民の皆さんとの声を聞きながら、納得を得た上で事業を進めていくということであろうかと思いますが、そういったことが非常に徹底されてないというようなご質問でございますけども。

私自身、直接関係ないかもしれませんけど、長い事土地改良事業という仕事に携わっておりまして、これはもう極端な話ですね、毎日が苦情の山といいますか、そういう仕事でございました。それで、体を持ってですね現場に赴いて、現場で話聞いたり、またこちらの考え方を申し上げたりということですね、一つ一つ解決していくしかないというようなことを体で体得といいますか、しました。そのことがですね、この町長になってからの行政に生かされてないかということですけども、随分まあ立場的にも違うということですね、私自身がなかなか現場に直接に赴くということは困難な場合も多いわけですから。少なくとも職員にはですね、そういったつもりで指導もしておりますし、まあ、いろいろと行き違いも日々何かする上ありますけども、その都度ですねそういうふうに、直接行って話を聞いてすれば、思わんと

ころ解決といいますか、行動することによっていろんな解決が必然的に出てくるというふうな話もしてですね、極力その注意を怠りなく、住民の声に耳を傾けながら事業を進めるということは指導をしておるつもりですけども、まあ事とあれによつてはですね、まだまだ十分ではないところもあるかと思います。

まあ、議員のご質問が大変抽象的なもんですからお答えが抽象的になりますけども、そういうた足らない点があるとすれば、これからまた努力をしなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ気が弱いき抽象的になりますけどね。

本当のいうたら町長、この合併して、行政、自治体の職員の動きいか、トップの、まあ黒潮町にとれば大統領ですが、町長は。すべての責任があるわけで。それにしたらちょっとこう、鈍いかな。僕の感じですよ。それと、指揮命令権。本当にこう駒を動かすにちょっと遅いかな。そういうようなまあ、言い過ぎかも分からぬけれども。せっかく当初予算で何十億の予算を可決して、使うてくださいというて議員に議決させちょっと、ね、2億なんぼもいうたら錢が余つてくる、消化できない。

まあこういうことを考えた折に、それだけ町民にサービスが遅れてきようということに気が付いておるかな。錢を残すがが我々じや思うけれどね。そういうその金額的なことから考えて、もう少し町民向いて仕事をしていただきたいな。まあ、前の職業の土地改良区ですか。そこで仕事したような話もし、それで疲れ切って、もう町民に会うが嫌、こんな思いで町長に座りようがじやないかなと、そういう思いがする。我々議員としてもね、やっぱチェック機関を十分生かすためには、それは聞きぬくいことも聞いて、ね、言いたいことも言いたい。何で町の事業がスムーズにいくように職員を動かしてくれないかな。これが一番、僕の残念なとこです。

せんだって、消防署の位置の問題で、用地の関係で植田課長と町長だけに、双方が金額に折り合いをしてもらいたい。あれから西へ来ると、佐賀は遠なる。また、位置の選定に時間がかかるいう話をした。で、相手方にも、僕がいうたら親しいから、ちょっと妥協しちゃってくれやと、佐賀が困るがじやと、町も困る、こう言うた。ちょうど、町長と入り口で行き違いになった。ね。こんなことは言いぬくいけど、何で村越に何ちや言わんといってくれいうて言わない。ええ。町の事業に協力してもらうように、ね、金額のことは分からんけれども、何とか折り合いして、近づけて協力しちゃってくれや。そらするよと。

そんな話までね、町にも頼まれたわけでもない、相手にも頼まれたわけでもないけれども、伊ノ岬温泉を買う折にわし頼まれて、あこを物色する折に中へ入っちゃった経過があつて、温泉をね。今の埋め立てしちょうとこは何ちや中へ入ってるわけじやないけれども。そういう人間関係を大事にすることによって、事業がスムーズにいく。ね。なんぼ不満があつて、どうあろうとも、ね、買収できるようになったでしょう、町長。何でそんなことを議員目指してやね、何ちや言わんといくれいいうことは、町民と議員とのいうたら分離しよう話でしょう。ね。だから、そんな指導者は駄目ですよという。こんなことは言いたくもない。スムーズに事業が進むように、ね、何でそんなことを一町民にね、言わないかん。

あんたくの義理の兄貴にも親しく話もしよりましたわ、事業のことじやなくてね、ゴルフ場らあで会うた折には。誰っちゃ、そんなことにして協力してもらえるような地権者とで話できる人がおりますか。バイパスにしたちしかりやない。あこの人やつたら私が行つて、ほいたら何とか話をつけてきましょうという

ような議員がおるか。人前でこそ言わんけんどね、水面下で私はそういう話をして、協力してもらいたい。ね。佐賀が困るぜ、あれから西へ来たら。ほいたらまた長引くんよ。

そういう思いでね、我々は議会活動し、チェック機関としてチェック、悪いとこは悪いとこで言う。ね。ええとこはええとこで褒めていく。やっぱそれで、職員もやりがいがあるん。そういうことによって、町民サービスにつながっていく。そうでしょう。私はそういう考え方で、いかなることでも町民の訴えについては、いかなるとこでも飛び込んでいって苦情は聞く。もう少しね誠意を持って、これは持って生まれた魂、心はまあ変化するわけじゃないけれども、やっぱ経験の上で、年を取りやあ取るばあ、もう少し心は豊かに持つてやね町民に対応せんと、私は行き詰んでくると思う。たいちや僕らもね、いろいろな事業で失敗して批判されるけれども、それだけの足跡を残して、ね、町民が働く場所を定着さしてきようじやないですか。ね。あなたは町政の何十億の予算をつけて、ね、いろいろないうたら働く場所をやってきて、決して自分の錢を出しようわけじゃない。それが継続できるように、それを大事に施設を保持できるような事業者の選定、そういうことを真剣にやらなあ。あの折、村越にぼろくそ言われたけれども、ああ、立派になったにやと言えるような、思えるような、人に言わなくとも自分で、ね、思えるような、作業場も取り掛かってもらいたい。あの人が言いようきにやるがじやない。

本当にこの作業場でサトウキビの、昔の入野の作りよったぐらいの生産、栽培ができる、それで皆が百姓が付録として、生業じゃなくてもいい。年間、いうたらサトウキビで付録として60万稼ぐ、150万稼ぐというような農家ができたらいいじやないですか。それは作業場で生産する、商品開発する人に懸かってるわけやから。それを十分見極めて、私はやってもらいたいな、取り組んでもらいたい。

任期期間中、まあこの3月議会が最後ですから、この住民サービスについての町長の取り組みについて、ひとつ明快なご答弁をお願いしたいと。町長、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えを致しますが、どうもご質問が抽象的と申しますか、答えぬくいですけども。

途中、ご質問の中にありました消防署の移転用地の問題ですが。私もその相手方とはですね長い間の知り合いでございますし、信頼の上にですね、またいろんなことがありましたので、慎重な交渉を重ねてですね今現在のところまで来ておるということで。何もその件についてですね、私はもうむしろこの消防署の移転は急がれる内容でございましたので、そういう気持ち、はやる気持ちを抑えながらですね相手方のことも考えて、慎重な交渉の結果、自らが交渉してですねここまで来たというふうに思っております。ですから、道中でですねあまりそのことでいろんな方がですねこう介入するといいますか、そういうことは好ましくないというふうな思いはしておりました。が、どんなことを言ったとか何とかいうことについては、何も間違ったことはしてないと思っておりますので。

それから、これから取り組み等々での住民行政サービスという点をもっと真剣にということですが。真剣に取り組んでおるつもりです。今とにかく、この若い方がですね、あるいは子育てをされてるような年代の方が、仕事をしたくても仕事がないと。こういう社会というのは、いずれにしても普通じやない、もう病んだ社会であるというふうに思っております。

ですから、行政のやるべきことはとにかく仕事の場を、1人でも2人でも仕事に就けるような環境をつくっていくことが急務、もちろん高齢者対策、いろいろな子育て支援、いろんなことがあるわけです

けども、まず地域の経済ということ、そして働く場所ということを一番大きな課題だ、また喫緊の課題というふうにとらえて、誠心誠意頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ消防署の跡地でも、まあ中へ入ってもらいたくないじゃない、私たちはまってくれいうてはまつたわけじゃない。ただ話の過程の中でね、話の過程の中でそういう話が出たから、まあ妥協しちゃってくれやと。金額は関係ないけれど、双方が金額が出ちようもんじゃったら妥協しちゃってもらいたい、お互いに突っ張つちよったら前へ進まん。ただそれだけ言うたがだけで、おらがこうしちゃうとかよ、おまんらに言うたようなもんで妥協しちゃりやと言うただけであって。何か、村越が中へ入っちようちゅうのような思惑されたら誤解を招くから、そんなことは言いませんけれどね。そんなことをね言うべきじゃない、町長としては。何ちゃや言わんといってくれ、全部分かるわけでしょう、私は議員やから。なんぼで買うたいうて、最終的に議案に出さないかんわけやから。ね。全部分かるんですよ。そういうことが、私は一番トップとして好ましくないな。私はそういう考え方で質問をしたわけです。

本当のね、行政サービスいうたらお金ばっかりじゃないと、絶対に。今、どうですか、今の職員の事務いうたら、もの言わんじやちパンパンパンパソコンで打ってね、仕事できよう。

我々は2年もかかって、役場の移転の問題にしたちね、2年かかって委員として審議して、結論出して、たった一言。行政報告の中で、役場前やります。ね。その間の経費いうたらどのぐらい使うたんですか、町長。せめて議員協議会開いてね、町民の代表に検討委員会ではこう決まったけれども、ね、私としてはこういうとこをやりたいがどうですかねと。これをこうやってしもうたら、今まで2年間審議したことが無駄になるがいいうね、やっぱ気遣いぐらいはしちゃらんとよ。そういうことも1つは行政のサービスやないかなと、私はそんな気がする。

この年なってね、ほんとにこんなことを言うようなつもりはなかった。だけど、あまりにも合併して予算の消化、町民との対話、ほんとにこう心持って町民の心を打ち碎いて、行政サイドで物事が解決をしたというようなことを、あまり耳にしたことはない。こんなことは知らん、分からん、ね、予算がない、何ちゃやってくれん。そういうまあ話が聞こえる。

これまで僕は再々今までの質問の中でも、やっぱあ管理職の職員がね、町長の気遣いを支えるようなことをしちゃってほしい、してもらいたい、こういう質問したことがある。これね、ほんまに私はね残念な。残念な。まあ時間も十分あるき、ゆっくり話をさしてもらいますけどね、ほんまにね佐賀の町民にしたら、こう目をそむけられちよくなというような感じがあるから、あえてこの住民サービスとは何ならや。どういうところへ気心使うて、どういうとこへ目を向けて、ね、どういう速さで歩いていたら、ほんとにこう認めてもらえるかなあということは、私はゆっくりこう考えてももらいたいなど。それで次の選挙に生かしてもらいたいなど。

まあそういう思いでこの住民サービスということをね、今まであまりやったことないけれども、これはもう職員全体に言えると思うんです。佐賀の職員は数が減ってきて孤立してきた、ね。今度も、いうたら課長が2人減ってくる。佐賀の町民は心配しよう。佐賀の職員を課長にしてくれるかなと、ね。やっぱ地域性を考えて、物事を、もめ事も解決するためには佐賀の出身の管理職が欲しいな。だけど、今までの

傾向見よったら、どうも不安や。ね。そういう話は、人事権はまあね、我々介入できないからどうしようもないぜと。でも、何とか人材がおったら課長にしていただきたいな。そういう配慮がほしいな。まあこういう思いで、この住民サービスというものの質問をあえて入れて、反省すべきところは反省いただくと、ね。ええことについては実行に移してもらう。そういう思いで、この60分きっちり話をさせてもらいたいなと思ひようけれども、受け止める答弁者があまりにも、真剣に質問しよう私のことを真剣に受け止めていない。非常にこう重大な、失礼なことを一議員に聞かしたなど、その気遣いもない。私はね、もう閉口しましたわ、あなたの行政に。はつきり言うて、あなたの人間性をね。

何で断らないの、そういうことを言うて。何のあなたのいうたら行政の邪魔をした、村越が。これは植田君も一緒に行ちよったはずじや。ね。行ちよらん。町長としてね、たとえどういう身分の人でも、あの子だけには言うてくれないいうてね、言えるか。私らあ気が弱いから、人の悪口言うたことない。なんばでも、いうたら村越の悪口は聞くけんどね、人の言うこと言うたことない。言うたちプラスならんもん、人間として。ほんまに。損にも得にも、かえってね損になる。いやあ後、ねえ、あんなこと言わざつたらよかつたいうて反省することばっかりなるき、絶対人の悪口言わない。うん。ここうしよ、ああしよいうことは言わないよ。まあ長い議会生活の中でね、村越だけには言うてくれな。言われてたった初めて35年目、今年1年たつたら36年議員やるけれども。まあ議員仲間に聞いてみ、また職員言うてみ、佐賀の町民に聞いてみ、私が人の悪口言うて通りよういうことは絶対ないから。得ならん。お世辞も言わない。悪いことは悪いではつきり言いますわ。ね。私が町会議員しようが分かっちようでしょう、町長。私に言うてくれなちゅうような言葉をね吐いてね、分からんことがあるかちゅうんや。

だからあんたとは、ここ何年か町長室へ入ってね話したことがない。一番近い話が、いうたら町長、用地については双方が単価出ちようもんやつたら妥協しちゃりや。妥協するいうても、権力持つちよう、錢出す方が偉い。ねえ。だから、この線でこうじやと。話の糸口は切らんように続けて、根気よく続けちゃってや。こういうお願ひしてやつた私が、何でおまんに何ちや、いうたらユートの社長らあとかね、にそんなことを言われないかん。そういうこと自体がね、あんまり軽率なんよ町長として。こう言うちやうきに、社長にこう言うちやう。土地早うして妥協しちゃってくれいうて、植田君と社長に言ったことない。何とか数字が出ちようもんじや、妥協しちゃってや。妥協して、あこへ決めてほしい。あこの土地が飛んだら日にちがかかる。1年そこそこじや問題がある。ね。特に入野の方へ寄ってきたら、ほりやサイレンのね、鳴るで、救急車で乗りやあやかましいじやいうて文句ばっかり言われることはもう百も承知しちょく、だから、あこが一番適正やなど、トンネル口あるけれども。そういう考え方で話をしちやつた。何もおまんに頼まれたもんでもない、相手に頼まれたもんでもない。たまたまあこへゴルフしに行くきにね、そんな話があって、そうかえと。単価のことについて知らんけれども、妥協しちゃってくれやとお願ひして、早よ行てみよという。こういうまあ話を、受け答えをしてやつちやつたがで、比佐夫に言うな。あこでやね、この辺で比佐夫に言うないうて、全部僕にはいうたら耳へ入るがやき、こそぞ話いうたちいかん。ね。そういう町民に対する、誰に言うな、かれに言うなという言葉を使わないかんような町長では駄目。ね。

すべてオープンで、心広うに持って、町長選に挑むんですか。それについてお答えください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

その消防署の用地の件についてはですね、私がどのようにどんなことを言ったか定かに覚えておりませんけど、ただ、非常に相手方に迷惑掛けるわけにもいきませんし、また、まあもっと複雑な事情もあったわけですので、非常に慎重にですね交渉しておった中ですので、そういうふうな言葉というか姿勢は示したかもしれません。まあそういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、まあ広い心でということですが。広い心で生きていってると、また、行政もお預かりしているというふうに思っております。

(村越議員より「まあ時間も残ったけんど、もったいないけんね、やっぱ悪いこと言うたいうこと断らなあ。頭下げえじやないけんね。以上」との発言あり)

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、小松孝年君。

14番（小松孝年君）

議長のお許しをいただきましたので、産業振興について3点ほどご質問します。

産業振興について1点目はですね、町内業者育成をどう考えるか。町内業者育成の意味と考え方ということです。それと、入札制度や工事発注の時期等について聞くということを1点目に挙げてます。

これはですね入札制度、今ランク付けしてやっているわけですけれども、例えば建築業者にとかですね、ランクでまあ500万円以下の仕事しかできない。まあ大体建築屋さん、まあ大工さんですよね、なんかは、家1軒建てれば1,000万から2,000万の仕事をするわけです。実際それでそういう技術力はないかというと、そんなことはないわけですね。まあそういった点、入札制度のことをお伺いします。

それとですね、その工事発注の時期というのはですね、もっと早めに発注ができないかということですね。いろいろと入札減とかですね、まあ今回もありましたけれども、によって新たな工事ができることなんかがあるわけです。そういうときなんかにまあ同じ業者が続けてやるのも、それはコスト面からして安く上がることもありますけれども、もっとランクの低い業者なんかが新たにですね入札ができるといった余裕の時間もできるんじゃないかなと、そういうふうに思っていますので、最初はそういうふうな質問をします。

そういったところでですね、町内商工業の実情は分かっているか。まあ実際どのぐらい把握しているか、今の商工業者の状況をですね。そのへんをお聞きしたいと思います。

それから3点目はですね、今後の産業振興、これは観光、雇用も含むと書いております。の方向性について、産業振興は雇用の拡大のためには重要なポイントとなってくる。新設される産業推進室は、課でなく室という名称にしたのは、あえて行政的ではなくて、動きの取れやすい柔軟性のあるものじゃないかと思つております。ほんで、そういう意味で、他の市町村にない発展的なものにするために名付けたものと、自分は解釈しているわけです。

そこで、そのスタッフの中に民間の専門的な知識や人脈を持ったメンバーを加えることによって、将来の黒潮町のためになると思いますが、これからどういった準備をしていくかということを1回目の質問でお伺いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

小松議員の1点目、産業振興についての、町内業者の育成、また入札制度、工事発注の時期についてということでございますけれども。

町内業者育成につきましては、町の経済を活性化し、維持発展させていくためには大変重要なことでありまして、大きな意味があるというふうに考えております。このことが、ひいては住民の雇用拡大、また所得の向上につながるものと思いますし、町税のアップにもつながり、町財政の安定化に資するものと考えております。

そのために、入札制度も可能な限り町内業者に発注できるよう取り組んでいるところでございますし、工事の発注時期につきましても、できるだけ早期発注に努めているところでございます。

しかし、どうしても国や県の補助事業は事務的なことで時間を要することもあり、年度後半に集中することがあります、できるだけ平準化が図られるよう今後も努力をしていく所存でございます。

また、建築業法等のお話もございましたけれども、そのことにつきましてもですね、町内業者の育成という意味ですね、基本的には一般競争入札または指名ということになっておりまして、指名の場合にはですね、あらかじめ指名届と申請書というのを出していただいてですね、それに基づいて指名をしていくわけでございますので、その指名にない業者につきましては指名ができないということになっておりますが、中でも指名に当たってはですね、先ほど言いましたように高知県が行う経営事項審査の結果を基にですね点数制度を導入し、ランク付けをしてですね、現在指名基準を定めておるところでございます。

そのほか、まあできるだけ町内業者もですね活用していくということで、随意契約につきましてはですね、可能な限り町内の業者にお願いをするということで考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それでは、小松議員の産業振興についての2つ目の町内商工業の実情は分かっているかということ、また3つ目ですね、産業推進室のスタッフの中に民間の専門的な知識やですね、人脈を持ったメンバーを加えることが黒潮町のためになると思うがということについてお答えさせていただきます。

まず、現在の商工業の実情は分かっているかについてですけれども。現在、経済情勢がですね大変厳しい中で、商工業にとってもですね、中小企業はもとより大手企業までですね倒産するような状況になっている状況下でですね、いまだに回復傾向が見られない景気の状況であります。これについてはですね皆さんも周知しておりますけれども。

そのような中ですね、町内商工業の実情につきましても先の議員の質問にもありましたが、隣接の市町村に相次ぐ大規模販店やですね、町内消費のやね流出や所得向上が難しいことで、生活費からですね支出を抑える傾向などによりまして、商店においての商品の売り上げなどに大きく影響しまして、大変厳しい状況であると認識しております。

現在ですね、支援としまして業者の資金繰りを応援する景気対策緊急保証制度利用のためのセーフティネット5号の認定事務いう形がありますけれども、これに基づきまして経済産業省の指定する業種ですね、売上高や利益率などがですね減少する中小企業者に対しまして、金融機関に融資を受ける際に必要な、市町村長がですね特定中小企業に認定するなどの協力も行っておりますし、まあそういう支援事務も行うことによってですね、支援していくというような形も取っております。

その状況がですね、5号認定の申請件数ですけれども、平成20年度でですね40件、平成21年度の2月末でですね36件と高い水準でですね推移されておりまして、町内商工業者のですね売上高の減少による経営状況の悪化が、これを見てもですね見て取れます。

それらを考えますとですね、現在商工会への支援として行っています商工会運営補助金やですね、商工会が取り組む地域商品券などの支援もですね今後も必要と思っています。

それから3つ目のですね、産業推進室のスタッフの中に件ですけれども。この産業推進室はですね、現在、県が平成21年度を実行元年としてですね産業振興計画に取り組みを行っている中で、本町もですねこの計画のアクションプランの取り組みを行っていますけれども、今まで主に、まあ町で言いますと産業振興課と海洋農林課で行ってきましたが、何分にもですね多くの取り組みがあつてですね、今回の機構の見直しの中で現在行っています高知県産業振興推進総合支援事業でですね、この黒潮印ビジネス創造事業とですねカツオ文化のまちづくり事業については特化してですね事業推進を図りたいことや、黒潮町雇用促進協議会との連絡調整にかんすること、また特産品開発にかんすること、それからまた商工観光係についてはですね、これについても海洋農林課の中で行っていた商工観光関係とですね、産業振興課の分野でやっていたですね商工観光関係がありますけれども、商工観光係もですね観光の分野での充実を皆さんからもよく言われますけれども、その充実を図ることやですね、近年は消費者行政業務、まあ消費者庁の関係ですけれどもそういう業務、および雇用対策業務、これらがですね事務がですね多大になっていますので、関係各課との連携はもとよりですね、関係機関との連絡調整をしながら業務遂行をしなければ事業は進まないというふうに思っています。

これらを考えますとですね、私としてはですね産業推進室での業務は大変な業務量ですし、内容的にも産業振興ということでですね、専門性の必要がですね当然出てくると考えています。そのときにはですね、必要性に応じた形で予算計上させていただきまして、業務委託や臨時職員の雇用など、そういう形を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

この3つの点についてまあ一遍に答えられて、なかなか自分も全部を聞きにくいところではあります。

まあ、本来なら3つ分けてやりたかったわけですけれども、すべてやっぱりこうちょっと関連してくるというのがありますと、そういうふうに3つ、同じ質問事項の中に出しております。

で、町内商工業の実情は分かってるかという所で産業振興課の課長は答えてくれたわけですけれども、これはさっきの、最初のですね入札とかそういうことにもやっぱりこう関連してくるわけで、ちょっと答えの中にですね、まあ建設業法で入札のランク付けをしてるというふうにありました。今の時代がですね、ほんとういって厳しい時代に、ほんとにこうランク付けだけでそういうふうに決めてええものか。実状はですね、ほんとにランクの高い業者なんかは、まあ仕事がようけ取れる。それと、まあようけ取れるというか金額が大きいですよね。ですので、どんどんどんどん太っていく。で、まあ下のランクのものは小さい仕事しか取れなくて、まあ今は実際単価も下がっていますので、なかなか利益が上がらない。利益の上がる幅がかなり差があらくわけですよね。ということは、どんどんどんどんその企業によってこう差があらいていくと、そういう現象があります。

それと、そういうふうなことを言うとですね、やはり業者の努力も必要やと、そういうふうに言われますが。なかなか今のこういう経済状況ではですね、その努力をするための力の源がないというか、その勇気がわからないとか希望が持てない、そういういた状況であります。

で、その町に指名願ですかね、それを出さんとできんと言います。まあ実際みんなが出していけばいいのですけれども、ほんとに町内業者へ余裕がなくなっていますので、なかなかそういうふうに事務所体制を整えてですね、指名願を出せるような状況じゃないところもいっぱいあります。それと、先ほど言ったように建築業者なんかはですね、指名願出しても500万以下の工事しか今はできんので、それやつたら取っても無益じやとか、そういうふうに言っております。ほんで、まあたとえランクの上の所がですね大きな仕事を取ってですね下請けに入っても、ええとこは全部吸い取られて、自分たちはもうほんまぎりぎりでやる。まあ今仕事がないときだから、まあないよりはましよ、いう感じでやっています。まあ、ないよりましよでやるとですね、ほとんど経費的なもんでマイナスになることが多いわけです。そうやってどんどんどんどん、小さな業者はですね苦しみが増えていっているわけです。

ですので、その入札とかその工事発注、工事発注の時期というのもですね、まあ年間常時ある時代やつたらいいんですけどね、まあ民間の仕事もあってとかいうときやつたらええんですけど。ほんと、まあ土木業者なんかもですね、ほとんど公共工事に頼ってるのが実情やと思います。その間、もし例えれば6月、8月、9月ぐらいまで仕事が、発注がないとですね、その間収入がゼロの方なんかもいっぱいいるわけですね、仕事をしないとお金が入ってこないわけです。それが今度はずうっと待って待ってですね、年が明けて1月から3月までの間に一気に出てしまうとですね、せっかく仕事を取っても、まあ結局いろいろとこう仕事が重なってきますので、まあ全部自分でできなくなつて、人に半分頼んでやつたりとか、そういう現象も実際のところは起きております。ほんで、小さい仕事でもせっかく取ったのに、ちょうどいろいろ重なつてできないと。まあ、そういう仕事がもっと前もってこう順番に出ればですね、ある程度はこう自分のどこで全部できる。そういう規模の小さな業者もですね助かっていくと思います。

そういう意味で、その1個目と2個目はですね関連付けて話してもらいたかったわけですけれども。

それから、2、3と産業振興の方で答えていただきましたけれども。3番のですね今後の産業振興についてという所ですが、さっきの答えの中で、課長からも専門性ということが言われておりました。ほんとにそこらへんは分かってくれてるんだなというふうに感じたわけですけれども。

ここで何を言いたいかといいますと、今後のまあ今出てました産業推進室についてですけれども、本来ならですね、農業、林業、商業、工業、すべて専門的なもんですので、分けてやっていけばいいのですけれども、まあ今の状況ではですね財政的にも、まあ人員的にも難しいのはよく分かっております。

まあしかし、これから黒潮町を発展させていくためには、今までのようですね、できる範囲での的な考え方ではこれからの発展は望めないですし、今度やろうとするその産業推進室も絵に描いたもちで終わつてしまふ可能性があります。本当に住民がここでここにこ明るく過ごせる町にするためにはですね、慎重でおかつ大胆な政策が必要だと思います。

その第一歩として、特産品の加工場に今取り掛かっていることは悪いことではないですし、まあ期待するところもあります。雇用面では確実に拡大は可能なものになるとは思っておりますが、これをもっと発展させて特産品を開発していくためにはですね、その中にいろいろと広い動きの取れるリーダーが必要になってくるのではないかと思っております。そうしないとですね、やっぱり単なるまあサトウキビの加工場に終わつてしまふ可能性がなきにしもあらずじゃないかと思っております。

まあ今の役場の体制でですね一番問題と思っているのはですね、横のつながりがないということです。まあ悪く言えば、ばらばら。ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども。今の状況ではね無理もないのかかもしれません、まあさっきちょっと答えの中にもありましたけれども、なかなか役場の職員だけであれもこれもやれというのは難しいのではないかとは思っております。やはり、職員の中にもですね向き不向きとか、得意な分野とか、そうでないかということもあると思います。もちろん、ほかにも大事な仕事もたくさん抱えているわけですから、まあ無理もないです。

しかしながらですね、これから本当に黒潮町を元気にしていくためには、いろいろなことをつなぎ合わせて、いろいろなことというとですね、黒潮町の民間の組織やら、それから役場内の課とか係をですね、それをですね連携が取れるようにならなければいけない。そうすればですね大きな力にもなりますし、いろんな無駄も省けると思います。そういうことが回り出すとですね、行政と民間との信頼関係、もういつも言ってますけども信頼関係がまあ芽生えてくるのではないかと思っております。それがですね、いつも私が言ってます、まちづくりのシナリオの1ページのという、もう答えですけれども、そういうふうに思っております。

で、そのためにですね、今度できる産業推進室ではですね、その架け橋となるための動きの取れやすい、柔軟性のある人材が必要ではないかと思っております。この件にかんしてはですね、ちょっと今日配ってもらおういろいろと、雇用対策事業の中にいろんな雇用がありますが、この中でも自分が言うのは、その黒潮町観光インフォメーション機能強化事業。ここでも1人雇うような形にもなっておりますけれども。

民間から公募した新しい人材を雇うのもいいのですけれども、今現在進行しております雇用促進協議会が、まあ今のところはベストのポジションにいるのではないかと思われます。雇用促進協議会もですね今年で最終年度を迎えるようですが、ほんとに前回とは違つてですね、今回の組織はかなりのノウハウと人脈をつくってきております。本当にこの町のためになる動きができているように私は見ております。なかなかこの短期間、まあ短い間でですねここまで来ているということは、普通ではなかなかできないと思っています。ほんとに専門的にやってるんじゃないかと思っております。まあここにいる人材をですね、利用と言つたらちょっと変な言葉になりますけれども、うまく使ってですねいかないとですね、ほんとにこの町のほんま宝の持ち腐れになるように思っております。

産業推進室も来年度から、4月から立ち上がるばかりですけれども、この1年をかけてですねこことの、ここというのはその雇用促進協議会なんかとですね連携を取りながらですね、今後の方向性をじっくり考えていくては、この1年間かけてですね、いいんじゃないかと思っておりますが、そのへんはどうですか。

2問目の質問とします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

再質問にお答えします。

業者の格付け等の問題でございますけれども、この入札制度につきましてはですね大変難しいところもございまして、基本的にはですねやはり入札制度を行うには、建設業法や地方自治法、そういった法令に基づいたですね対応が基本というふうに考えておりまして、本町ではこういった法令等に基づいてですね、黒潮町建設工事指名基準要綱というもんを定めまして入札参加資格を募り、入札に参加する者に必要な資

格を有しているかどうかを審査して、最終的に入札参加資格者を名簿に登録するということにしております。そして、その中から指名業者を指名していくということにしておりまして、町内業者の中でですね確かに、すべての業者が入れないというところもございます。確かにその事業が少ないということもあつたりしてですね入れないということもございますけれども、まあこういった状況があつてですね、やはり町の指名を受けろうとすれば、やはり正規な手続き、経営審査事項結果をですね出していただくというしか今のところないというところでございます。で、もうそういったことでですね、事業自体が建設業法で縛られておるということは十分ご認識をしていただきたいと思います。

そのことによってですね、そのランク付けでございますけれども。ランク付けに当たってはですね、県の格付け点数より低くしてですね指名を行っています。というのはですね、黒潮町の中で年間の普通建設事業というのは限られておりますので、できるだけ多くの方にですね工事が、多くの方といふかできるだけ皆さんに工事が受けられるような形で、その請負金額の平準化というものを図るためにそういう基準を設けておりますので、そのへんもまあご理解をお願いしたいと思います。

そういうことで、まあ大きな業者は大きな業者ですね、当然その技術者というものは多く抱えておらないとですね、大きな事業は取れないというところございますので、そういったことでですね、どこを対象に考えていくかということもあるうかと思います。町としましては、先ほど議員が申しましたけれども、できるだけ町内業者の方もですねそういった部分ではある一定努力をしていただかないといけないというふうに思っていますので、その点まあよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

小松議員の産業推進室のご質問にお答えしたいと思います。

その前に、入札制度の関係、あるいは発注の平準化のことについてですね、少し触れておきたいと思いますが。

日ごろから、とにかくもう事業の予算が確定してですね、やっていいという状況になつたら、もうとにかく1日も早く仕事を出すようにということで指導もしております。が、どうしてもですねいろいろな事情で、大きな事業に掛かつたらなかなか小さな事業のことができないとか、まあ現場的なそういういろいろなことがあつたりしましてですね、ついついこう年度末に固まってしまうというようなことがちがちで。なお、今後そういう点には徹底してですね、平準化を図っていきたいと思います。

そして、今年については、今の現状ですけども。非常にこの年度末に発注が多くなって、皆さん逆に困つておるというような状況もありますが。これは20年度の後半からですね、明許継続を可能、あるいは前提というような経済対策の事業が立て続けにですね4つ出ました。地域活性化と題して、最初が生活対策で2億7,400万ほど、それから次にいわゆる経済危機対策で、これが3億4,200万。それから次に、きめ細かな交付金事業と特別交付金事業いうのが1億6,500万。それからつい最近になってですね、公共投資臨時交付金事業いうのが6,700万。これはほとんどがですね明許が可能なというような状況で、大方この21年度に集中しました。

町としては、これはほとんど100パーセント近い国の事業補助内容ですので、どうしてもやらなくちゃいけない事業を全部前倒ししてですね、これにフルに対応するということでやってきましたので、結果と

して今非常に業者の皆さんにはご迷惑をお掛けしておるというような状況もあろうかと思います。まあ、これもいざれ落ち着いてきた段階ですね、発注の平準化には努めていきたいと思います。

それから、次に推進室の件ですが、雇用促進協議会との関係でございますけども。議員言われるように、この推進室は今の我々が手掛けておる、あるいは地域のその特産物開発をはじめですね観光等々は、農協、漁業、林業、それから観光そのもの、商工、皆、リンクしたような状況があります。ほんと従来の農、林、業のセクションではなかなかこれを、連携を取った動きが取れないということがひとつの大きな発想の元ですけども、そして産業推進室ということで、動きのあるセクションを設けるということで、当然専門的なことにもなってこようかと思います。

それで、まあスタッフはですね、そういうことに経験のあるような、またそういうことを実際やりたいというような職員もおりますので、効果の挙がるような人事配置もしたいというふうに思っております。

加えて、外のですねそういう雇用促進協議会で今やつていただいている方をはじめ、いろいろ専門的な知識等あるいは人脈等持った方もですね、いろんな形で手伝ってもらうということも当然視野に入れております。

それから、スケジュール的なことですけども。早くこういったことを具体的にですね進めいかければならないとは思っておりますけども、目下のところは事務の分掌において、この産業推進室で行うことはこれこれこれこれですよということをまず決めてですね、それから議会が済んだら人事異動を行います。そして、4月からですね名実ともにスタートできるような体制を取っていきたいと思います。

それから、その後の雇用促進協議会等の関連等々もですね、まあ今までの雇用促進協議会がやってきたことを整理さしていただきて、町に23年度からどんな形で引き継いでいくのかというようなことも詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

最後の質問になりますが、今、最初ですね、課長が答えてくれたのはまあ入札制度。そういうことについて、まあ問題なのはですね、今年度の終わりに仕事はいっぱい、今現在やってる状況で、これが悪いというわけじゃないです。うんと仕事いっぱいやってるということはにぎやかで、なかなか活気に見えて、いいことではあります。

ただですね、今年度の分は今年度の分として、いつも年に限らず、大体いつも発注は遅い。それは、その理由は何ですかというのはちょっと、今の答えではあまり見てこないわけですけれども。まあいろいろあるというのは、それはいろいろあるからだとは思いますけど。

実際、その工事発注においてですね、今年、例えば来年度の仕事をですね計画というのはずっと前からやってるわけとして、4月から計画するわけではないです。まあそういう仕事も多分あるとは思いますけども、そういうのは仕方ないとしてですね、多分もうずっと前から設計もだんだんてきてですね、ほとんど、ほんというたらこの前の年度には上がってですね予算がついたらすぐ出せるくらいの、そういう準備が必要じゃないかと。予算がついてから準備いうのがまあ普通やとは思いますけど、計画は予算がついてから計画するわけじゃないですので、そういうふうな流れに変えていけば、もうちょっと早くで

すねできるし、それから、慌てて最後の方に固めてやるとですね、また、ほんと品質低下というかですね、本当に悪いものになってしまいます。ほんで、町発注の工事なんかはほんと町の財産ですので、そういう品質管理にもやっぱり気をつけてですねやらなければならないんじゃないんじやないかと思っています。

それから、産業推進室。まあ本当今、町長の答えの中でもまあよく理解できたわけすけれども、課ではなくて室という名前にしたのはというのを質問に挙げております。ほんと室という名前が付くとですね、課に縛られずいろいろと自由にというか、幅広く動ける体制になるんじやないかと、ほんとにそういうふうに期待をしております。

ほんでまた来年度からですね、4月からこういう新しく名称の付いた部署ができるわけです。で、なかなか、取りあえずとはと言ったらちょっと怒られるかもしれませんけど、立ち上げていただきましたんで、ほんとにこの内容をですね充実していけるようにですね、まあ、あんまり焦って先にばんばんやり過ぎてもちょっと失敗する可能性もあります。内容いうかそういう体制づくりについてはですね、今年というか、来年度1年じっくりかけてですね慎重に検討していったらいいんじやないかと思います。まあ進めることは進めてはいかないかんし。

ほんで、その人材ですよね。そういうたスタッフの人材集めなんかもですね、取りあえず役場でそういうやりたいという意思のある人がおるんだったら、もうぜひそこに一緒に入れてですね、その人中心にまずはそういう、どういった流れで、どういった人材を使うて、どういった連携を取っていくかということをいろいろ話し合いながらですね、次のステップに行ってほしいと思います。今手掛けていることは、どんどんどんどんまた進めていかないかんと思います。

で、あと、ちょっと先に戻りますけれども、もう1つ。町の発注の工事なんかですね、いろいろともう最近設計のミスなんかもまた目立ってるんじやないかと思っております。設計ミスで、数量なんかの違いなんかで不落になったり、そういうた設計の段階でのその数量間違い、そういうのもあってはならないですし、もしあつたとしてですね、実際本当は工事して使わなければならぬ数量があればですね、それは設計の段階で確認した行政側の責任もありますので、そのへんを業者にかぶらせないようにしていただくこともお願いしたいと思います。

話があちこちになっておりますけれども、最後にですね推進室、もう1回ですね、これからそういうふうなスタッフづくりについてやつていただけるようなお答えをもらって、私の再々質問したいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

小松議員の再々質問にお答えします。

発注が遅い、なぜかということでございますけれども。この最大のまあ要因といいますか、これは行政のシステムが一番大きく影響しているというふうに思います。

というのもですね、主にこの事業につきましては単独事業と補助事業がございまして、単独事業につきましてはもちろん町が独自に進めれるわけでございますけれども、補助事業につきましては国ないし県のですね許可が要るということで、4月に、当該年度にですね、早くても4月の下旬にですね申請を出すようになります、それから国、県が審査してですね、最終的に内示等が下りてくるのがですね非常にやっぱり遅れてくるという関係があってですね、どうしてもその部分は事業が出せないというところがござい

ますので、まあそういう部分については今の制度というものをご承知をいただきたいと思います。

それから単独事業につきましてはですね、町としてもできるだけ早く、できるものについては早く発注していきたいというふうに考えておりますけれども、まあこれもシステム的なとこがございまして、やはり4月、5月はですね前年度の実績等が提出を急がれますので、そういう部分でですね、どうしても4月、5月にですね早期の発注がなかなか難しいというところございますので、ご理解いただきたいと思います。まあできるだけですね、発注できるものについてはそういう形で、今後もですね早期発注と平準化に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

それからですね、4月、5月に事業をするということであれば、ほとんどがもう明許縛越事業ということになってまいりますので、まあそういう事業はあまりないということでございますので、その点はまたご理解もいただきたいと思います。

それから、設計ミスというようなことがございましたけれども。まあ設計ミスによってですね、基本的には不落はないというふうに思っておりますけれども、できるだけ町としてもですね設計のチェックをしておるということでございますけれども、細かい部分でですねなかなかすべてがチェックできてないというところもあったかもしれませんけれども、そういうことのないように今後もですね精いっぱい努めていきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、3時30分まで休憩致します。

休憩 15時 16分

再開 15時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森治史君）

それでは、議長の許しを得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1問目ですが、これは12月議会のときにも質問をしましたが、そこでの答弁の方が私としてはちょっと納得がいきかねましたので、再質問をさせていただきます。

先の12月議会で質問致しました一般競争入札、まあこれ指名も入りますけど、再々答弁3回目ですかね。このときの答弁が、厳格な入札を執行するということにつきましては当然なことでございまして、遅刻の問題ですけれども、現在今まで各会場の、これはまあ健康福祉センター健康研究室というふうに定めておりますけれども、と、ここまでは入札の場所を定めておりますが、待機する場所を別に定めておりません。従いまして、今まで場所は健康福祉センターということですけれども、1階のロビーとか、2階のロビーで待ち合いをしております。その方に出席をしてもらうわけですけれども、遅刻につきましてはそういう敷地内、まあそれからまた会場敷地内で待機していない方につきましては、これは当然失格ということでございます。それから引き続いて、現に1件ございましたと。入札を執行する時点で、各業者さんを会場で点呼するわけですから、その時点にいなかつたという方が1社、今までにありましたと。そ

の方は入札途中で入ってきましたけれども、当然それは失格ということで執行した例もございますと。遅刻は遅刻として厳格に定めていきたい、失格は失格ということで考えていきたいというように思いますと、明確に定めて執行したいと思いますという答弁でございましたが。

まあ、入札の執行の時点で各業者を会場で点呼、そのときにいなければ入札者として当然失格ということで、ということにつきまして事例があるといいますけど、昨年の10月にありました情報基盤整備事業平成21年度伝送路整備入札についても、会場での入札執行のうちの点呼のときにいない業者については失格として、以前に厳格に入札を執行しておれば、これは何ら問題もなかったのではなかろうかと思います。

それで1つ、入札の場所と時間は定めているが待機する場所を別に定めていないので、会場敷地内の待機では駐車場も含まれてきますし、点呼のときに声の届く範囲ではないと思います。まあ、手間が掛かるかもしれませんけど、このように入札のときの遅刻問題を事前に防ぐと致しましたら、入札会場の前に、その手前の入札業者の方をためる場所を設け、そしてその以外の方につきましてはほかの場所で指定して待っていただいておって、済むごとにその手前のたまり場の方に、順次、会場の方へ職員さんが移動してもらうようにすべき。そうすれば、このような問題も起こってなかつたと思います。また、そういうようにすべきではないかと思いますが。

この会場敷地内などのあいまいな待機などとせず、やはり入札の場所、時間はそれぞれの場所を定められて、公平で厳格に取り扱うべきだと私は考えますが。もう済んだことについて、私これ質問しておるんじゃないかもしれません。今後、入札に対してこういう問題が起らぬないように、職員さんを使わなければいけませんけど、一つ一つ手順を踏んで、こういう問題が起らぬないようにするべきではなかろうかと。

過去にこういう事例があったのであれば、この時点でも当然それを採用すべきであって、ええ。もう済んだことについて、今、この契約のことについてとやかく言うても始まりませんので、私の今回の質問は、今後、入札の時間、場所、その時間に遅れることについては厳格にしなければならないと思います。そのためには、せっかく来た業者の方々が入札に遅れて、その仕事の当然の権利が施行できないようにならないようにするために、やはり入札の手前のたまり場所を定めておき、それから、その次の控えの場所を定めておき、そして順次済むたびに職員の方から一声掛けて上へ上げていってすれば、前回のようなことは起らなかつたと私は考えます。

確かに人と手間とは要りますが、このことが起らぬようにするために執行部はどのような考え方を持っておられるかについてお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

　　澳本副町長。

本庁副町長（澳本　造君）

　　それでは、私の方からお答えを致します。

大変重要な問題でございまして、12月の一般質問、あるいはまた、その伝送路の入札事案につきまして問題があるやにご質問がございましたけれども、ここではつきりと明言を致します。森議員がおっしゃるような問題は一切ございません。そのように私たちは、問題があったという認識は致しておりませんので、その点よろしくご了承をいただきたいと思います。まずそれが第1点。

それから、次にご質問の要旨につきましては、先の12月の定例議会一般質問において、これに関連した内容でございます。質問の要旨につきましては、先の12月議会で質問した一般競争入札あるいは一般指名でございますけれども、これについて、入札の時間待ちの待機場所を厳格に定め、遅刻に対しても厳格に

取り扱うことができるを考えるが、執行部の考えをお伺いしたいという質問の要旨でございます。

指名入札件数1件の場合には、指名通知に示された入札開始時間前に、既に入札指定会場で待機しております。また複数件の入札の場合につきましては、入札指定場所が健康研修室であれば、同一敷地内的一部、1階、あるいは2階のホールやロビーで、また庁舎3階会議室を指定した場合には、1階、入札指定場所はそれぞれ、3階の場合には廊下やまたはベランダ等で待機をしていただいているというのが通常でございます。

これらの待機場所はそれぞれ入札指定会場付近であり、入札執行を妨げる状況ではございません。あらためて待機場所を指定する考えは持っておりません。

次に、遅刻という概念であります、入札執行前に指名業者の点呼を取り、指名参加業者の確認をしてから、指名業者がそれぞれ入札書を投函（とうかん）することになっております。点呼終結後に入場された業者は、もちろん入札参加資格を失うということになってまいります。

また、入札会場付近で待機していない方につきましては、先の12月の定例議会におきましても、これは辞退したものと見なすという内容のものを答弁致したと思います。以上でございます。

先ほども私の方から、冒頭、この問題あるやにいろいろとお話をされておりますけれども、この点はつきりと、私、明言をおきますのでよろしくご理解を賜りたいと、こんなに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今、副町長の答弁で、私がもうこのことは済んだことだから、なるだけなら今回の質問の中には出すつもりはありませんでした。けど、これでいくと、私があの場に現場に居合わせて、その現場で見た、聞いたことによって質問しております。現場に居合わせたから出たがです。これ、また聞きいやございません。自分がその現場において、その現状で行動を見、そのときの言葉を聞き、それに基づいてやった質問です。確かにばかしてました。副町長が間違いないと言うがやったら、私も間違っておりません、このことにかんしては。だから、ここではあえて触れてないはずです。済んだこととして扱いたいから。けど私も、正直自分が現場に居合わせて、行動を見、聞きしたことに基づいて質問しております。これは大きな問題になるから、今回避けてます。あえて私がうそを言うことになります。また、私の質問を認めることは、執行部としても具合が悪いことだと思います。執行部も責任あって発言してることでしょうから、私も自分に取った行動に間違いないと思ってます。

私が質問したのは、今後、厳格にするかということを問うたことであって、そのことについては一切触れてません。あえて言わないと言うてますので。私の名誉もあります。やはり、みんなから選んでもらってここに出てきております。人のうわさでやった質問じやありません。自分が現場において、見て、外まで探しに行って、おらないいうて上がっていくどこまで見たからやった質問ですよ。これ、言った言わんになりますよ。跳ね掛け合いになるから、私今回避けてましたよ。私が言ったのは、今後、厳格にやっていただけるかどうか、そのことを問うてるでしょう。執行部の名誉もありましょう。私も私として住民から選んでいただいた以上、自分のここでの質問に対しては、ほんとに自分が現場に居合わせて行動を見、聞いたことで質問しております。また聞きだったらあんな質問しません。お互い自分のあれもあろうと思いますけど、私はほんと今回質問の中へ書きましたか。できることならもう触れてもいかんろうと思うて触

れてないんですよ。冒頭にそれを言われたでしょう、副町長。

私が言ったのは今後どうするかであってよね、一言も先のことに触れたつもりはないですよ。触れたくないから触れないと言ってますよ、最初から。執行部の名誉があるがやつたら、私も名誉があります。執行部の名誉もあれば、私は住民から選んでいただいてここで質問させてもらっておられます。私を出してくれた住民の代表です。今回のがは、また聞きとかそんなんうわさでやったつもりはないんで、もう厳格にやるということでやってるんですけど、そのことについては私は引きませんよ。質問内容とは違うけど、再質問ですから。

これで質問を終わります。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、再質問にお答えを致します。

私はこの問題は、森議員、出したくなかったということでございますけれども、私としては、この際、明らかに提起をしていただいたと、ありがたいと、このように思っております。

再三申し上げますけれども、私も当時の入札の執行権者の一員として、責任ある入札を執行致しております。森議員も命に懸けておれば、私も同様の考え方であります。いつかはこの問題が明らかになると、このように考えております。

それから、一般質問の基本的な議会の議論というのは、日常の議員活動の中で執行部の疑義をただすということが、私、一般質問の本質だと思っております。人に聞いたこと、見たこと、憶測、自分の考え、それでですね執行部をただすということにはならないと思っておりまし、信念に基づいてその疑義をただすということにぜひとも徹底をしてほしいと、このように考えております。

大変重要な問題としてとらえているようでございますけれども、私も同様のこの問題はとらえておりますので、その点ご了承も賜りたいと、このように思っております。

それから入札の事務につきましては、当然厳格な入札を行うというのが私たち執行部の考え方でございますので、その点もぜひともよろしくお願ひをしたいと。

それからもう1点、入札の待機場所でございますけれども。待機場所がないから遅刻、あるいはまた厳格な入札ができるないということにはならないと、このように考えております。

特に、昼休みでございましたけれども、各近隣の自治体の状態、一応お聞きもしてみました。高知県においては県の状態は、そんな待機場所というものは設置しておりませんと。あるいはまた、近隣の自治体もほとんどが待機場所を設定はしてない。ただ、指定する入札会場の近くで、いつでも声を掛ける状態が待機場所ということで結構ですよという方が、各自治体の一貫した考え方でございます。

私たちも大変長い間この入札事務を携わってきましたけれども、こういうお話が出るのはですね初めてでございます。常に近くで、皆さんそれぞれ常識ある待機、それぞれの業者は常識ある待機をしていただいていると、このようなことで入札を行っておりますので、よろしくご理解も賜りたいなど、こんな思いでおります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ入札場所については近隣市町村との、まあそんなもんだということですが。

今し方、うわさとか憶測とかで質問してもうてという言葉がございますが、確かに入札会場まで、私、追わえてはいっておりません。けどその現場で、現実に探しに来た職員がおって、それがうわさですか、また聞きですか。それは、また聞きになるがですか。外まで出ていって、外にもおらないいうて帰ってきて、帰ってきた、それから上へ上がるところまで確認して、これがうわさですか、また聞きですか。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 15時 51分

再開 15時 52分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森君。

10番（森 治史君）

2問目の方に入ります。

2問目といいますのは、高齢者と若者の雇用の拡充をということで質問内容を出させてもらっております。

現在、県より指定管理を受けておりますNPO砂浜美術館の事業内容の中に、西南大規模公園の維持管理の仕事が入っております。そこに、黒潮町のシルバー人材センターより高齢者の方、60歳以上の方が10名の方が雇用されておりますが、これも夏場と冬場では1ヵ月間の仕事に出る日数には違いがあるように聞いております。

これが22年、まあもうすぐその前ですが、4月から砂浜美術館の方が、今現在子育て中で求職活動をしておるけれども、なかなかいい職場が見つからないと。で、そういう方々の腰を据えて就活活動の場として若者雇用をするということになると、シルバー人材からの18名と、これ、事務局の方の話聞くところには、直接雇用の方が1名含まれておるようですが、19名の方に全員同じ条件で、3月末をもっていったん整理をさせていただくと。その後、再雇用をされるという方針はあるようですけれども、これがシルバーとかその他の所の方々にかなりの就労の日数が減になります。

また、今現在出ております、恐らく私思いますに直接雇用の方も、年齢的には55は過ぎてるがではなからうかと思います。60以上を過ぎてる方についても、これシルバー人材の事務局長さんも言っておりましたけど、なかなか次の仕事が見つからないと。こういう状態の中でのあれば避けていただきたいけど、まあそれもやむを得ないとかいうような話はしておりますけど、できるだけシルバー人材の方々の最大の就労の場所になっております公園管理について、まあ今回整理された方々が全員再度雇用されて、元気に週に3日程度の仕事をこなしていくように。

まあそれには一番の問題は、今までいろんな形でそこで得た収入で、日々の生活の足しにされております。で、そういうことで1年間のトータル的な、まあいうたら年金の一歩手前の方で少ないからいう方、それから丸々年金がもらえて、さっきの矢野議員さんの話じゃなかつたんですけど、月額3万とか3万5,000円の方もおいでます。そういう方々がここに出る仕事によって、年間通じて生活の糧にして、あてにしてる部分があります。それで、まあ全額とはいきませんけど、その高齢の方とか今現在直接雇用の方々

が日数が減る部分がありますので、大体前年度ぐらいの収入が得れるように。

平成16年まで、この時分はちょっとまた県の指定管理でもありませんでした、公園管理が。その関係で、若干内容は違うということは分かっておりますけど、16年まで町から公園管理協会に出されていた補助金を、雇用の場の少ない高齢者の方々、特にシルバー人材へ預けてる方々の守るためにつけてやるべきではないかと考えますが、その点について執行部の考え方を問います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

森議員の、高齢者と若者の雇用の拡充をというご質問にお答えします。

今、ご質問の中にもありましたように、以前は大規模公園の管理につきましては、県から町に委託されて、町としては公園管理協会を設置してですね、県の委託料プラス町の補助金でこの管理協会が管理をしておったという状況ですが、何年か前から指定管理制度導入に伴って、NPO 砂浜美術館が県から直接委託を受けて管理をしております。

まあこの時点でですね、県のその委託料というのが、当然、あの公園を県のその考え方沿って、管理をするに十分な根拠で算出された金額であろうと思うわけですが、そういったこともあって町からの補助ということはしておりません。廃止しました。運営についてはそういうことで、まあ県の指導の下、NPO にお任せしてるわけですが。

この雇用の問題については、少し以前のことですが、シルバーの人材センターがですね、県の、国の補助を受けるというときに一定の事業規模にならないといけないということで、それまでの町からシルバーへの補助金を確か倍額くらいにしまして、500万円の補助に切り替えたことがありました。現在は450万になっておりますけども。そのときに私は、町がですねそういった補助を増やすということについて、シルバーの役員の皆さんに、本来シルバーはですね、会員が200数十名とか大方地域でおったわけですけども、まあいわば満遍にですねその会員の皆さんに仕事を分け与えるといいますか、そういうことが本来じゃないですかと。まあ、あまり固定化するようなことはおかしいんじゃないですかねと。そのへんはよく考えてくださいよということも条件的に言いまして、この補助をすることにした経過がございます。

まあそういったことと今回のことですね、NPO が事業主体ということですので町の方でとやかくということは申せませんが、聞くところによると、1回まあ白紙に戻すというようなことのようですが、現在の18名なにがしのシルバーの方もですね、それぞれ事情のある方については再雇用もというようなこともお伺いしております。

まあいざれにしてもNPO がやることですので、我々こうしなさいというとこまでは言えませんが、まあ昨今のことですので、ハローワーク等々ともですね指導を受けながらやっていく上でござりますので、まあ元に戻りますけども、町の補助ということは今のところ考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

恐らく、町の再度の補助というものがつけるというようには、のご返事をいただけないということは重々分かりますけど、これで町税とか、いわゆる国保税とか、払っていってる方もおいでると思います。やは

り今までの、もうこれちょっと既存的になりかかっちょうという言葉もありましたけど、やはりずっと、これはあくまでもNPO砂浜が直接雇ってるわけではありませんので、いわゆる高齢者的人材派遣センターであるシルバー人材から出向しておりますので、このことについては派遣と同じ形になっておると思います。

といえども、やはり暑いさなか、ほんとゴーグルいうか目のあれ掛けて、自分で草を刈るがらあもほんま汗だらだら流す時間帯にやっております。で、ここがそういうことによって、全体の公園の管理が行き届いております。以前でしたら旧大方だけの話でしたけど、今度はまあ佐賀の方も含まっての大規模公園の管理になっております。それに見合うだけに県がお金をくれてるという町長の答弁ですけど、それはそうかもしれませんけど、かなりシルバーから行ってる方々も、あこから出る日當の中から7パーセントの事務経費を引いたものかしらん受け取っておりませんので、1日8時間の労働に致しましたら、8時間か7時間がちょっと分かりませんけど、そんなに大きな金額いうか日當としてはいい日當ではないんですけど、それが週に、少ないときだったら月に8日あるかないか、7日あるかないかの仕事でも、そのお金がその月の生活の糧にしてきた方々について減るということが、いわゆる1年間通して行ってた仕事の日数が減るということは、その収入がなくなるいうことが問題ながです。

で、砂浜の方の、雇う方のNPOの方も、順次その皆さんを再雇用して回していくけど、いわゆる残ったお金の中を今まで来た人で割る関係で、極端に出席する日数が少のうなってくると。1カ月に多いときでも、今でも月水金ですかね、週3日。ほんで、大体朝7時半ごろからはもう集まって準備しておりますけど。

で、それは夏場で、一番草の繁殖の時期でそれのようですし、またこの維持管理がいるということで、あれは私ちょっと同僚議員の明神さん、それから山下さん、それから宮地議員さんと一緒に大月の方へちょっと勉強会に行かしてもらうたときに、そこの地元の議員さんと一緒にコーヒーを飲みに行きませんかということで、ほんと役場の近くの喫茶店入ったがですよ。そこの経営者の女性の方が、高齢の方でしたけど、どこから来てるというので、黒潮町ですよくて言ったときに、ふるさと総合センターをものすごく誉めてくれたんですよ。ものすごい景色がいいところで、あなた方はいいとこへ住んでますねって。それが何かというたときに、あの、ふるさと総合センターの前にある、植えてる植木がきれいに剪定（せんてい）されて、よいよ気持ちが良かったと。海の青、空の青と、あのグリーンの形の整ったものが、何とも言えん、よいよ気持ちのええとこでした。あなた方はいいとこへ住めてますねというお褒めの言葉をもらいました。ほんと、うれしかったですよ、自分の住んでる所がそういうように評価されるということは。

ほんで、今、町も観光に力を入れるというのやつたら、スポーツゾーンであれ、それから佐賀の方の休憩所であれ、大規模公園、確かに県の持ちもんではあります。けどここを、誰が来てももう一遍、あこは良かったからもう一遍来てみたいという、リピーターというんですかね、英語は、再度訪問する、そういう人をつくるには、やはり維持管理がきちんとできておらなければ、そういう気持ちも起こらないと思います。

確かに、ここへようけ補助金がついた関係で、いろんなあれを出しております。こん中で、シルバー関係は1カ所あったかな、仕事が。雇用の促進の部分でも今回この出ておりますけど、22年度の事業のあれで出ておりますけど。私も500万つけてくれと本当は言いたいんですけど、それは不可能だと思います。せめて、減ったがが年間何十日か減ったがやつたらそれの半分でも出数が増えるように、そして皆さんのその年間の予定した収入の目減りをちょっとでも町が手助けしていただけないかなということで私はお願ひ

を、それをまたすることによって地域も活性化されるし、若者の職場も何名か知りませんけど拡充は致しますし、また高齢者の方の仕事場の拡充にも、それからまた直接雇用の方についても、やはり今、年金はもらえないんですから、そういうように整理されたときには、ものすごく残った仕事を 18 人、19 人で、ワーキングシェアというんですかね、これをやったときには極端に収入が落ちます。そのところを丸々とはいかんでも、若干でも手助けをして、そしてその方々が納税もできるように、やはりすべきではないかと。

もし、これが、年金が 3 万 5,000 円ばあの人でしたら、もう車も何ももう放してしまって、それならもうほんまに預金も使い果たしてから、ほいたら、ようけがそろうたからいうて私らあは、ほいたら生活保護の申請でもできるだけのそういう収入からない人なんかがよね、準、いうよりも完全に生活受給の方に当たる方でもよね、一生懸命そうやって補足するお金受けることによって生活をしていこうとしよう、そういう方々も助けるという、するという意味でもよね、やはりここで私はどうしても高齢者の仕事の確保、またその直接の方に対しても、全く去年と一緒にとはいかないでしようけど、減った分を半分でも補てんしてあげれるような制度はできませんでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えを致しますが。

先ほど申し上げましたように、NPO の方でもですね、ほんとに生活に困るという状態の方については直接面接をしてですね考えていきたいというようなことのようですので、まあそのへんについてはそれ以上私の方からは申せませんが。

まあ県の施設をもっときれいにするために、町がちょっと支援をしてですね、シルバーの人にまた働いてもらうということを少しでも助けてもらえないかということですが。今、生活の支援、あるいは就労に対する支援、それから公園の維持管理、どれもこれも皆大事なことでございます。このシルバー、あるいは NPO がやってることもですね、そういった 1 つの就労の場の、あるいは生活支援の 1 つであろうかと思いますけども、ほかにもいっぱいあるわけでございまして、この件はですね、今の町から補助をしてというふうには考えておりません。

が、公園を管理する上ではですね、町は町で町の松林等々を管理していくということは当然やっていかないきません。また、シルバーに限らずですね、町民の皆さんのが雇用の場を確保する、また就労支援ということについては、全力でやっていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

まあ、県の公園ですけどね、やはりこれ町の財産としても言えると思うんですよね。

ほいで、まあいろいろ、行政である以上いろんな生活支援もあり、雇用の促進もあろうと思います。けどやはり、生活困窮に至らないような方を 1 人でも、芽を摘むという考え方からしても、こういう制度の中での援助も、県のものやから町がする必要がないという、言われればそれで終わってしまうかもしれませんけど、実際に働きよう人らあも、一番の問題はどんだけ自分が出でていって収入が得られるかという問

題点が出てきますんで。

まあ今回これ以上質問しても、これについてはいい答えは出てこんと思いますけど、やはり高齢者の雇用ということは、もうほんとシルバーの方も、うちの登録者はハローワーク行っても仕事がないんですけど、要はこれに頼つてますと、それぐらい頼っている職場ながですが。

現実に50超して、男なんてほんと惨めですよね、職安へ僕も行ったことがありますけど。女性は、今はもうないかもしれんけど、その当時、ファミリーレストランなんかの皿洗う係りなんかで深夜でしたら1,000円ぐらいもらえるけど、男は全部、男性はまずないんですよね、そういうところで。うん。そういうことを考えて、まあ女性の方が高齢やから仕事があるという意味じゃないんですけどね、うん。何か、すき家ができたときなんかでもすごい行きたいって、夜なんかのあれにでも。もうわずか20人ぐらいに10倍以上の200人近い申し込みがあったというぐらい仕事がないですよね、全体に。

で、一番私が思うのは、今まであこの仕事のもらうお金と、自分の年金と、奥さんの年金等で生活した方々の生活の基盤が崩れんようにちょっとでも手助けをしてくださいというお願いでしたけど、まあ、出てくる答えは一緒だと思いますので、次の問題に入らさせていただきます。

これにつきましては職員の住宅手当、これはもう過去にやっております。澳本の副町長さんが、またかねというような顔をなさると思いますけど。

これ、2月の23日の高知新聞の見出しに、職員は地元に住んでとあり、その記事は大体仁淀村でしたかね、仁淀村のことでございましたけど。またその記事の中に、何人も公共の福祉に反しない限り、住居移転および職業の選択は自由があるというように明記されてる憲法22条というのを記載されておりました。これは、みんなに保障された国民の権利であると書かれております。

私もそのとおりだと思いますが、町外の借家に住まわれて、町内に勤務しております夫婦で町職員共稼ぎの奥さん、妻の方が町内に土地、建物を購入し、所有。登記済まされておってもご主人の方から、夫の方から、借家に対する住居手当の申請があれば、手当は支給されているのかということよりも、これは平成14年の3月議会で私、一度質問しております。で、支給されていますのではなく、今も支給され続けているのでしょうかというようになるかな、と思いますが。

どうしても納得のいかない部分は、まあ確かに、妻名義のものは夫とは関係のない所有財産であることは、私分かります。けれども、そこに住まわずに、夫婦ですから、妻の名義の家へ住んでも何もかまんと思いますよね。それがそこは住まわずに、そのまま中村の借家からこちらに通ってきて、住居が支給され続けているということには、あれ以来ずっとおかしいなという考えを持っております。また、こんなことになりましたら住民の方も、やはりそれはおかしいのではないかなどというように考えると、こんなことでは言うたらいかんらしいですけど。私は、とにかくこの問題はおかしいと考えております、こういう支給の仕方が。

で、執行部の方の方の考え方をお尋ね致しますが、再度お答えします。この質問にかんして、もし以前のように関係のない家に訪問されて、2時間近く私の知らないところで話されておりますが、もし、この質問を私再度しますので、この質問に対してもし話すことがあれば、直接私に言ってください。ここでつけとります。もう絶対に、私以外のどこに行かないでください。これほんとに私の兄弟の所ですけど、錦野に兄弟が、まあちょっと兄亡くなりましたけど。そこへ来て2時間近く、自分の言い分を言って帰ったようです。で、これについても勤務外ですので自分の自由時間ということは認めますけど、この問題を質問したのは森治史であって、ほかのものではありませんので、あえてここで、質問の中で入れていいか悪い

か分かりませんけど、私の兄弟の周りに迷惑掛かるとかいうことは避けたいので、もしこれについて絶対話があるようでしたら、私の方までにしてください。

とにかく、この支払い方法が私はおかしいと考えますが、執行部はどのようにお考えかについてお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

この通告要旨につきましては、平成14年、あるいはまた平成17年の12月議会だったと思いますが、これで3回目の通告をいただきました。答弁と致しましてはいささかも変わることはございませんが、せつかくの通告でございますので、前回と重複するようなことになるかも分からんけれども、ぜひその点ご了承いただきたいと思っております。

まず、職員の住民手当、これは住宅手当と思うんですが。2月の23日の高知新聞の記事に、職員は地元に住んでとの見出しがあった。そこで、町職員の夫婦の奥さんが町内に土地、建物を購入されていても、町外に家を借りられて、ご主人が住民手当、これは住居手当でございますが、の申請をされれば支給されるのかというふうな通告の要旨でございます。

先ほども答弁致しましたけれども、通告の要旨につきましては、17年、あるいはまた14年に出された問題同様の質問でございますが。まず、前段については、住居手当の申請があれば内容を精査の上、妥当であれば当然支給すべきものと考えております。

後段につきましては、平成22年2月の23日、高知新聞の記事から大変厳しい社会情勢を勘案し、道義的立場から執行部の考え方を問われるものであります。通告の趣旨は、住民からすれば住居手当の支給は間違っていると森議員も思われているようですが、住居手当の支給は、条例あるいはまた規則に委任を致しております、当然権利として申請されるものである限り、間違った支給は致しておりません。このようにご確認を致したいと思います。

ご質問の趣旨は、いわゆる制度上の問題、第1点。次に倫理上の問題、2点目。やはり2つに区分を致しまして当然考えられるべき問題であると、私たちこのように理解を致しております。

新聞報道の記事につきましては、我々執行部も同町の同様の考え方をしておりまして、可能な限り下村町長から職員には黒潮町内に住んでいただきたいというお願いを常々致しているところでございます。

森議員ご承知のとおり、大変残念ながら、これらの要件を強く求めることは制度上の制約を受けることから、大変厳しい問題と認識を致しております。町長はじめ我々執行部も引き続き、黒潮町内にぜひとも住んでいただくように努力をしてまいりたいと、このように思います。ぜひ制度の趣旨からも、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私も、地区の地区長もしております。私の方から言わしていただくと、すべてが町外に住んでるからいけないという、そういう意味合いで言ったのではないし、またこの黒潮町内にもこの入野近辺でしたら、逆

に言われませんけど中村市の職員さん夫婦がこちらで家を建てて、中村へ勤務されてる方もおいでますし、そこはまあ中村で生活しよう人には奥さんの関係上、勤務の関係上、中村に住まざるを得んで、向こうで土地、建物で借って住んでる方と思いますし、また若い夫婦がちょっと離れた所で住みたいとかいう、それは私も分かります。副町長が申されますように、いわゆる条例でやってることだから、条例に従ってやってることだから、これについては間違ってないと。そこは条例どおりにいけば、それは間違ってはおりません。

けど、自分の家でありながらよね、ちょっと考えづらいんですよね、それがどうして妥当ながか。それから、確かに財産権の問題がありますので、だんなのものは奥さんのものでもないし、奥さんのものはだんなのものでもないし、また、その兄弟のものでもありませんと思います。一度このときに、事情があつて1つの名義にしたというような話を、確かそのときの総務課長との話の中であったと思いますけど、個人的にやつたときに。それはね、当然考えられないことながですよね。通常、共同で借ったものは共同名義で登記するが普通ですので、そうでない限りはその人のものだと思います。それでこれ、月額1万2,000円を超えた家賃は、ずっとそれ以上払ってるときの差額が出るということです。こここのところがよね、いわゆる条例だからまた苦しいとこだと思いますけど。

当然、借家住まいをしてる民間のとこへ勤めてる方にしてみたら、丸々自分らあは出なかつたら自分たちで借家の金は払わないかん。ところが公務員になってきたら、そこへ1万2,000円超えたもんについては行政からの支援があるという、そういうことも含まって、やはりこういう形のものは矛盾がと、とらわれるというようにとらわれると。また自分がもしそうだったら、やっぱおかしいと、これは不公平などいうても、まあ仕事が違うがやから一概には言えませんということになろうかと思いますけど。やっぱりそのへんですよね、一番難しいのは。共稼ぎのどなたかが、これがご主人やつたら、恐らくこのあればまず不可だったと思います、その住居手当については。そのへんがなかなか難しいと思いますけど、やはりこれが十数年このまま払われてきちょういうことについて、なかなかの問題点があろうかなと思います。うん。

それだから、あえて今回も前回も、条例どおりでありますのでと言わせておりました。うん。だから今回やつても同じ答えではあろうと思いますけど、もう少しその精査する場合によね、せめて町内に共稼ぎのいずれかの所有の家があつてよね、これ、平屋でもかなり大きいおうちですね、もつたいないと思いますよ、実際。まあ、なんぼで置かれたかそんなことは関係ないがですけど、なかなか大きい坪数持つてますのでね。仮にその方のご兄弟が住みよつたとしても、2世帯が住めんようなちっこいもんじゃないので、こういう質問が。ほんとちっこいもんで、2世帯が進めん状態の建物だったら私もこんな質問は致しません。うん。

まあ、何遍あれかもしませんけど、やはりもつとこう共稼ぎでなかつた場合はこういう問題は起こつてなかつた、同じ職場での共稼ぎやなかつたらこういう質問は致しておりませんけど、今後こういうことも起ころうかと思います。そのときにどうしていくか。もうほんと言うたら正直、こっちへあるがやつたらこっちへ来てもうたら、そりやあ一番いいですよね。住居手当も要らなあ、交通費も要りませんのね、かなり経費削減にはなりますけど、今言うたように、どこへ住んでも自由という権利がある言われても、まあそのへん同じ職場の者が、夫婦で共稼ぎの方が持つたときの場合の対処の仕方は、今後どのように検討をされる考え方があるかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

　　本庁副町長（澳本　造君）

　　執行部がお答えをすることになりますと、条例規則に準拠して、職員の方から申請されれば、当然内容を審査の上妥当であれば、当然な行為として支出を致しますと、こういうまあことしかできません。

　　それで、私は答弁の中で2点考え方がありますよと、我々としては、条例にかんするもの、法令に遵守するもの。それからもう1つは、いわゆる倫理上、社会通念上、道義的倫理上、どう対応していくかということについては、これからは今までどおり、下村町長はじめ管理職もですね、ぜひともこの大変劣悪な、いわゆる景気の悪い状況の中で、できれば職員の皆さんも黒潮町に住んでいただきたいと、こういうお願ひはこれからも継続をしていきたいと、このように考えております。

　　議長（小永正裕君）

　　森君。

　　10番（森　治史君）

　　まあ、私の質問についてはまあ今の答弁であって、もう言われるのは条例を変えん限りこれは支給の対象ですので、けど、まあ道義的責任とかいう、社会的通念とかいう言葉が出ましたので、一番あいまいなところですけど、そういうところを含めて考えていてくれるという判断だと思います。

　　けど私は、あくまでも今向こうで住居を構えて、共稼ぎいうか奥さんは中村の方の勤務でご主人がこっち勤めるとか、逆に、ご主人が向うで奥さんがこっちの勤務でということについて、中村へ住みようけん、地区外やけん駄目だというような質問ではなかつたということだけはご理解願いたいと思います。私はそこまでの質問はしているつもりはないので、あくまでもこういう場合にどうしていくかということですけど。

　　まあ、これ以上質問の答弁いただいても、先ほどの副町長の答弁以上のものは得られないと思います。今後、倫理的な、社会通念上のことも加味してやってくれるということに。

　　ということで、今回の質問は終わらせていただきます。

　　議長（小永正裕君）

　　これで森治史君の一般質問を終わります。

　　以上で本日の日程は全部終了しました。

　　本日はこれで散会します。

　　散会時間　　16時　35分